

すみだ
産業・観光事業概要
2023

令和5年10月発行

すみだ産業・観光事業概要 目次

経営支援課	2
東墨田会館.....	3
フロンティアすみだ塾の運営.....	4
ファッション産業人材育成支援事業.....	6
商工業融資.....	7
小規模事業者経営改善資金(マル経融資)への利子補助.....	9
区内企業の操業環境改善支援補助.....	10
就職支援コーナーすみだ.....	11
就職・仕事カウンセリングルーム.....	13
雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」.....	14
家内労働者労災保険特別加入促進補助金.....	15
墨田区人材確保・定着支援補助金事業.....	16
墨田区就業規則整備補助金事業.....	17
すみだ人材確保プロモーション支援事業.....	18
すみだビジネスサポートセンター.....	19
依頼試験等利用補助事業.....	20
区内生産品等販路拡張補助.....	21
知的財産権取得支援事業.....	23
墨田区生産性向上等支援補助金.....	25
企業台帳.....	26
墨田区創業支援等事業計画.....	27
創業誘発促進事業.....	29
すみだ起業ゼミ.....	31
事業承継支援事業.....	32
産業振興課	33
すみだ消費者センター.....	34
消費者相談.....	34
消費者の教育・啓発.....	35
産業振興会議.....	36
地域力を育む商業空間づくり推進事業.....	37
商店街チャレンジ戦略支援事業.....	38
ワンモール／ワントライ作戦推進事業.....	39
明るい商店街づくり事業.....	39
墨田区商店街振興組合連合会・墨田区商店街連合会の事業.....	40
個店 PR 支援事業(すみここ).....	41
「3M」運動の推進.....	42
地域ブランド戦略の推進.....	48
ものづくりプロモーション推進補助金.....	50
企業支援情報提供.....	52

優秀技能者表彰	53
中小企業等永年勤続優良従業員表彰	54
工房サテライト（工場アパート）事業	55
新ものづくり創出拠点	56
産業支援施設の管理運営事業	57
ハードウェア・スタートアップ拠点構想	58
プロトタイプ実証実験支援事業	59
区内景況情報の提供	60
業種別懇談会	60
すみだ産業会館	61
国際ファッションセンター	63
ファッションセンター事業の推進	66
産学官金連携の推進	67
産業団体名簿	67
空き工場・空き店舗・創業向けオフィス情報の提供	67
墨田区 SDGs 宣言事業	68
観光課	69
まち歩き観光促進事業	70
観光情報発信事業	70
広域連携事業	70
水辺空間を活用した賑わい創出事業	71
外国人観光客受入環境整備事業	71
観光案内所等の運営	72
地域DMO支援事業	73
向島花街の文化継承事業	74
各種資料	75
墨田区中小企業振興基本条例	76
墨田区商店街活性化に関する条例	77
『産業と観光の将来構想』	79
統計からみた墨田区の産業	81
墨田区の産業振興施策の流れ	90
事業別実績数一覧	93
関係機関の住所・電話番号一覧	94

すみだ産業・観光事業概要について

本事業概要は、産業観光部全体の事業を把握し、より効果的に活用されるものとするために、職員各自が利用する資料として作成しました。掲載事業は、発行日時点での墨田区産業・観光振興事業の実績等を予算書の順に並べ、予算書にない(予算のついていない)項目をその後に掲載しています。掲載事業内容の確認はもちろん、職務に対する意識の向上にも役立ててください。

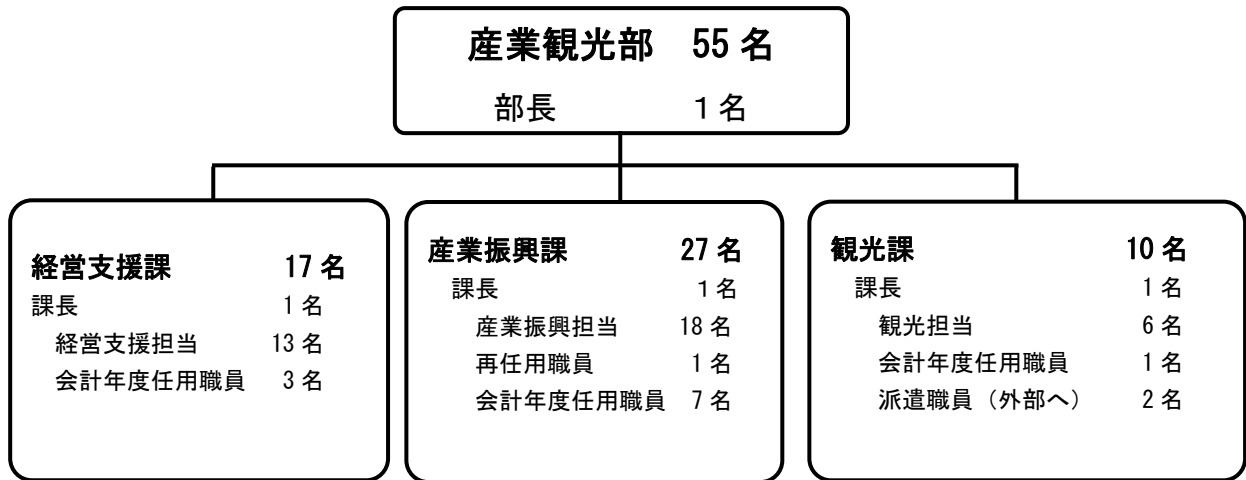
なお、区内事業者にとって使いやすさを重視したビジネスサポートブックすみだを別途作成しています。

今後も、本事業概要及びビジネスサポートブックについては毎年内容を更新していくほかレイアウトを変更するなど、より使いやすい資料となるよう見直しを図っていきます。

令和5年10月

産業観光部の組織と仕事

◆産業観光部の組織（令和5年8月1日現在）



◆産業観光部の仕事

○経営支援課

- (1) 部の総括に関する事
- (2) 中小企業のビジネス・ものづくり支援に関する事
- (3) すみだビジネスサポートセンターに関する事
- (4) 創業支援に関する事
- (5) 事業承継支援に関する事
- (6) 産業人材育成に関する事
- (7) 雇用促進・就労支援に関する事
- (8) 中小企業勤労者の福祉の向上に関する事
- (9) 中小企業の融資（融資あっせんを含む）に関する事（他の部及び課に属するものを除く）
- (10) 東墨田会館に関する事
- (11) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営支援に関する事
- (12) 部の庶務その他部内の課に属さないこと

○産業振興課

- (1) 区の産業振興施策の計画及び立案に関する事
- (2) 区の産業振興施策の調査及び研究に関する事
- (3) 区内産業のイメージアップに関する事
- (4) 商業活性化に関する事
- (5) 産学官連携の推進に関する事

(6) 消費者施策に関する事

- (7) すみだ消費者センターに関する事
- (8) すみだ産業会館に関する事
- (9) 国際ファッションセンター株式会社に関する事
- (10) その他産業の振興に関する事

○観光課

- (1) 観光施策の企画に関する事
- (2) 観光資源の開発に関する事
- (3) 観光プロモーション及びシティセールスに関する事
- (4) 観光相談に関する事
- (5) 観光関係団体に関する事
- (6) 一般社団法人墨田区観光協会（DMO）に関する事

経営支援課

【事業概要】

東墨田会館

◆ 目的

勤労者の福祉の増進及びコミュニティの形成と発展を目的とした施設

◆ 根拠規定

墨田区東墨田会館条例

昭和 61 年 11 月 28 日付条例第 33 号

◆ 事業経緯

勤労者の福祉の増進及びコミュニティの形成と発展を図り、もって地域の振興に資するため、昭和 62 年 3 月に設置しました。平成 26 年 7 月から産業・教育資料室「きねがわ」（庶務課所管）を 2 階談話室に設置しました。また、令和 3 年 12 月からハードウェア・スタートアップ拠点構想の一環として、区内企業の技術によってスタートアップ企業等の製品開発を支援する拠点「東墨田ラボ」を開設しました。

◆ 事業概要

- ・所在地 墨田区東墨田二丁目 12 番 9 号
- ・建物概要 鉄骨造 2 階建 延床面積 654.07 m²

◆ 事業実績

項 目	30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
講習室 利用件数	273	211	96	94	124
講習室 利用者数	6,908	5,726	1,191	1,110	1,986

[担当] 経営支援課

フロンティアすみだ塾の運営

◆ 目的

後継者・若手経営者育成ビジネススクール「フロンティアすみだ塾」を開催し、区内中小企業の後継者・若手経営者が相互の全人格的な付き合いを通じて、経営者としての志や覚悟、社会的使命等を学ぶ機会を提供することにより、地域産業を牽引する「フロンティア人材」の育成を図るとともに、新たな産業人ネットワークを構築します。

◆ 根拠規定

すみだ次世代経営研究協議会運営補助金交付要綱
(平成 22 年 4 月 26 日付 22 墨産産第 49 号)

◆ 事業経緯

【平成 15 年度】

墨田区工業振興マスタープラン「中小企業のまちすみだ新生プラン」策定
「地域産業を牽引する『フロンティア人材』の育成」を主要戦略の一つと位置付けました。その具体的施策として、後継者対象の私塾形式のビジネススクールを実施することとし、墨田区産業振興会議で試行しました。

【平成 16 年度～】

後継者・若手経営者育成ビジネススクール「フロンティアすみだ塾」開催

【平成 23 年度～】

フロンティアすみだ塾修了生のネットワーク（OB 会）として、「フロンティアネットワークすみだ」発足

【平成 31 年度】

新型コロナウイルス感染症の影響により、3 月の閉講式を延期

【令和 2 年度・3 年度】

新型コロナウイルス感染症の影響により、フロンティアすみだ塾（17 期）の開催を延期

【令和 4 年度】

フロンティアすみだ塾（17 期）の開催

◆ 事業概要

すみだ次世代経営研究協議会に運営費の一部を補助することにより、同協議会がフロンティアすみだ塾を開催します（塾の概要は以下のとおり）。また、フロンティアすみだ塾修了生の活動支援を行います。

(1) 期間・回数

1 年間（講義は概ね全 12 回）

(2) 対象・定員

区内中小企業の後継者・若手経営者 10 名程度

（ただし、区内在住者の場合、区外中小企業の後継者・若手経営者でも可）

(3) 費用 受講料 10万円

◆ 事業実績

項目	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
修了者数 (人)	11	15	14	12	—	—	10
修了者数 累計(人)	148	163	177	189	—	—	199

[担当] 経営支援課

ファッション産業人材育成支援事業

◆ 目的

(一財)ファッション産業人材育成機構に対し、その経費の一部を補助することにより、企業が行う人材育成を支援し、区の地場産業であるファッション関連産業の振興を図ります。

◆ 根拠規定

ファッション産業人材育成支援事業補助金交付要綱
(平成 20 年 4 月 2 日 19 墨地商産第 948 号)

◆ 事業経緯

平成 17 年度事業開始

◆ 事業概要

(1) 対象事業

(一財)ファッション産業人材育成機構が運営する I F I ビジネス・スクールのうち、「プロフェッショナル・コース」「マネジメント・コース」「エグゼクティブコース(宿泊費を除く)」「I F I ファッション・ビジネス研究会」「各ビジネス研究会」「特別プログラム」「カスタムメイド・プログラム」「アドバンス・コース」等の各講座。

(2) 対象者

受講申込者のうち、墨田区内在勤者又は区内在住者

(3) 補助額

15 万円を上限に、対象事業の受講料又は会費の 2 分の 1 の金額

◆ 事業実績

年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
件数	11 件	8 件	10 件	7 件	4 件	5 件

[担当] 経営支援課

商工業融資

◆ 目的

区内中小企業者が、金融機関から低利の融資を利用できるよう区が取扱金融機関に融資をあっせんすることにより、中小企業者の経営の安定と発展を図ります。

◆ 根拠規定

墨田区商工業融資要綱（平成 11 年 3 月 30 日 10 墨商生第 473 号）

◆ 事業経緯

昭和 41 年度事業開始

最近の制度改正

- ・平成 20 年 10 月 経営安定資金保証料全額補助
- ・平成 25 年 4 月 創業支援資金をチャレンジ支援資金へ移行（保証料全額補助）
- ・平成 26 年 4 月 チャレンジ支援資金の融資限度額及び返済期間延長
- ・平成 30 年 10 月 チャレンジ支援資金及び小規模企業資金の融資限度額を拡大
- ・平成 31 年 4 月 事業承継支援資金、環境改善資金の新設
設備資金の利子補助率を改定（全額補助）
- ・令和 2 年 3 月 新型コロナウイルス感染症緊急対策資金の新設
- ・令和 2 年 4 月 設備資金、環境改善資金、産業支援資金（店舗改善）を統合し、設備・環境改善資金とし、融資限度額を拡大
- ・令和 3 年 8 月 新型コロナウイルス感染症緊急対策資金の限度額拡大等制度拡充
- ・令和 4 年 4 月 設備資金（二酸化炭素）の拡大、M&A 資金の新設
- ・令和 4 年 7 月 原油価格・物価高騰等緊急対策資金の新設（令和 5 年 3 月末終了）

◆ 事業概要

○融資あっせんの基本条件

- (1) 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること。
- (2) 区内に主たる事業所を有すること。
法人は本店登記地及び事業の実態が区内にあること。
個人は事業所住所が区内にあること。
- (3) 区内において引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。
- (4) 特別区民税（法人は法人住民税）を滞納していないこと。区民でない者は区民税事業所課税分を滞納していないこと。
- (5) 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- (6) 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。

◆ 事業実績

資金名	融資実行件数									
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
運転資金	485	425	472	357	246	306	168	16	28	32
設備・環境改善資	-	-	-	-	-	-	-	87	116	128
設備資金 (二酸化炭素)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
(旧)設備資金	60	38	50	34	57	61	234	-	-	-
産業支援資金 (設備近代化)	26	17	39	35	29	43	7	1	6	7
産業支援資金 (店舗改善)	4	3	9	3	4	4	0	1	-	-
公害防止資金	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0
アスベスト対 策資金	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1
経営安定資金	443	116	143	109	79	49	89	467	280	176
事業共同化 資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チャレンジ 支援資金 (旧創業支援資金)	79	103	121	110	169	158	152	120	109	104
小規模企業 資	327	380	421	415	378	455	354	49	60	50
事業承継支 援資	-	-	-	-	-	-	195	21	7	11
M & A 資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
環境改善資金	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-
年末短期運 転資	223	188	230	236	190	169	127	32	21	4
新型コロナウイルス 感染症緊急 対策資金	-	-	-	-	-	-	270	1,886	1,493	488
原油価格・物価 高騰等緊急 対策資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	577

[担当] 経営支援課

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)への利子補助

◆ 目的

日本政策金融公庫が区内の小規模事業者に対し、小規模事業者経営改善資金の融資をした場合に、支払利子の一部を補助することで、事業者の経営改善及び安定的な事業資金の調達ができるようにします。

◆ 根拠規定

墨田区小規模事業者経営改善資金利子補助金交付要綱
(平成 27 年 3 月 23 日 26 墨産生第 634 号)

◆ 事業経緯

平成 27 年度事業開始

◆ 事業概要

(1) 対象者

東京商工会議所墨田支部の推薦により小規模事業者経営改善資金の融資を受け、利子の支払いを行った区内の事業者

(2) 交付対象期間

利息支払いの 1 回目から 36 回目までの期間

(3) 補助額

負担した利子の 30%に相当する金額

◆ 事業実績

年度	30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件数	600	573	510	298	233

[担当] 経営支援課

区内企業の操業環境改善支援補助

◆ 目的

区内ものづくり企業の地域との共生のため、東京都と墨田区が連携し操業環境の改善（工場の改修、墨田区への移転、設備更新等）や住民受入環境整備にかかる経費の一部を助成しています。

◆ 根拠規定

墨田区ものづくり企業地域共生推進助成金交付要綱

（令和2年3月31日付31墨産経第1237号、令和2年4月1日適用）

◆ 事業経緯

・令和2年度、事業開始。

◆ 事業概要

(1) 対象者

次のいずれかに該当するものづくり企業等とします。

① 法人にあっては、次のアおよびイに該当する都内中小企業者等であること。

ア 区内に本社又は事業所の登記があり、区内において1年以上操業する企業、または区外において1年以上操業し、現に区内へ移転しようとする企業であること。

イ 法人住民税、法人事業税および固定資産税を滞納していないこと。

② 個人にあっては、次のア及びイに該当する都内中小事業者等であること。

ア 区内において、1年以上操業する事業者、または区外において1年以上操業し、現に区内へ移転しようとする者であること。

イ 個人住民税、個人事業税および固定資産税を滞納していないこと。

(2) 助成金額

① 操業環境改善事業及び住民受入環境整備事業

助成対象経費の4分の3以内の額で上限は375万円

（ただし、助成対象経費総額が100万円以上のものが対象）

② 耐震補強事業

ア 耐震診断事業（助成対象経費総額が50万円以上）

助成対象経費の3分の2以内の額で上限は200万円

イ 耐震設計事業（助成対象経費総額が100万円以上）

助成対象経費の3分の2以内の額で上限は400万円

ウ 耐震工事事業（助成対象経費総額が200万円以上）

助成対象経費の3分の2以内の額で上限は800万円

◆ 事業実績

令和2年度 1件 令和3年度 4件 令和4年度 1件

[担当] 経営支援課

就職支援コーナーすみだ

◆ 目的

就職を希望する区民が、個々の能力や適性に合った就労ができるよう支援します。

◆ 根拠規定

- ・ 墨田区求職相談実施要綱（平成 16 年 3 月 31 日 15 墨地商生第 425 号）
- ・ アクション・プランに基づき墨田区と東京労働局及び墨田公共職業安定所が雇用と福祉の一体的就労支援事業を実施するための協定（平成 24 年 1 月 23 日）
- ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領（平成 25 年 3 月 29 日職発 0329 第 21 号）

◆ 事業経緯

- ・ 平成 16 年 4 月：墨田公共職業安定所（以下、「ハローワーク墨田」という。）との連携により「墨田区との連携による職業紹介業務運営要領」を策定、「すみだ求職相談コーナー」を開設
- ・ 平成 19 年 1 月：コーナーを現在の場所へ移設、名称を「すみだ就職相談室・求人情報コーナー」に改称
- ・ 平成 21 年 4 月：生活経済課消費者・勤労福祉担当で行っていた内職あっせん業務を、すみだ就職相談室求人情報コーナーに移管
- ・ 平成 22 年 6 月：雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」開設、内職あっせん事業を廃止
- ・ 平成 24 年 1 月：墨田区・厚生労働省東京労働局・ハローワーク墨田の三者による協定を締結。雇用と福祉の一体的運営を目的とした「すみだ就職相談室・就職支援コーナーすみだ」を開設。また、全国ハローワークと同じ求人検索端末、紹介状などが発行できるシステム端末を設置

◆ 事業概要

- ・ ハローワーク墨田と連携し、就職に関する相談窓口を庁舎 1 階に設置し、運営しています。窓口には、ハローワーク墨田が提供する求人検索機を設置していますので、自由に求人検索ができます。また、専門相談員による職業紹介及び就職相談を実施しています。
- ・ 協定に基づき、生活福祉課と連携の上、生活困窮者を対象とした就職支援ナビゲーターによる個別相談を実施しています。

◆ 事業実績

就職支援コーナー利用実績

(人)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
新規求職者数	542	565	627	790	790
紹介件数	832	768	894	813	677
就職件数	182	158	136	135	140

アクション・プランに基づく雇用と福祉の一体的就労支援実績

※就職支援コーナー実績の内数

(人)

	支援対象者数		相談件数	就職者数
	(目標)	(実績)		
30年度	220	220	887	149
元年度	210	211	835	143
2年度	200	202	557	136
3年度	200	203	505	134
4年度	200	200	512	128

[担当] 経営支援課

就職・仕事カウンセリングルーム

◆ 目的

就職を目指す 39 歳以下の若者及び子育て世代等の女性を支援し、区内中小企業への就労へと結びつけ、人材の定着を図ります。

◆ 根拠規定

なし

◆ 事業経緯

- ・平成 18 年 5 月 庁舎 14 階に「若者就職サポートコーナー」開設
- ・平成 24 年 4 月 名称を「若者サポートコーナー」に改称
- ・平成 30 年 4 月 カウンセリングと一体的に実施していた「若年者就職サポート事業」のうち、セミナーや見学会等のイベントを人材発掘・就労支援プログラム事業に統合し、「就職・仕事カウンセリングルーム」運営のみを実施。対象者を「39 歳以下」のみから、「子育て世代等の女性」まで拡大。それに伴い、コーナーにキッズスペースを設置。
- ・令和 2 年 4 月 対象者に「39 歳以下の区内中小企業に勤務する従業員等」を追加

◆ 事業概要

(1) 対象者

39 歳以下の求職者及びその親族、区内中小企業に勤務する従業員等、子育て世代等の女性

(2) 事業内容

- ・キャリアカウンセラーが、就職活動の進め方、適性診断、応募書類の添削、面接指導等の様々な相談に対応し、就職に結びつけるためのカウンセリングを行うほか、就職後の定着へ向けたフォローアップを行います。(個別カウンセリング)
- ・臨床心理士が「心の問題」で就職活動に困難を抱える支援対象者に対し、就職に向けたカウンセリング及び就職後定着へのフォローアップを行います。(臨床心理士の相談)

◆ 事業実績

	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
利用者数	570	555	622	615	462
就職者数	53	55	47	56	39

[担当] 経営支援課

雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」

◆ 目的

区内事業者の人材確保及び就職を希望する区民の支援

◆ 根拠規定

墨田区雇用及び就労支援ウェブサイト運営要綱

(平成 22 年 4 月 30 日 22 墨産生第 43 号)

◆ 事業経緯

(1) ハローワーク求人検索端末のシステム変更に伴う対応

ハローワーク墨田と連携し、近隣地域の求人情報をハローワークの端末から区が設置する端末へダウンロードし、求人検索サービスを実施してきました。しかし、平成 22 年度にハローワークのシステム更新が全国的に行われることとなり、データのダウンロードが不可となったため、新たな求人検索サービスを構築する必要がありました。

(2) 内職あっせんの終了

区民へ内職のあっせんを実施してきましたが、求職者と事業者のミスマッチが発生していました。サイト導入により、求職者が直接求人情報にアクセスし、事業者へ問合せが可能となりました。

・平成 22 年 6 月 本格運用開始

・平成 29 年 10 月 スマートフォン対応のためシステム改修

・平成 30 年 10 月 サイトリニューアルのためシステム改修

◆ 事業概要

・雇用及び就労に関するウェブサイト「ジョブすみだ」の運営

・サイトの維持・管理を業者へ委託

・区内及び近隣地域の事業者は、アカウント登録をした上で、求人情報や内職情報をサイトに掲載することができます。登録料は無料です。

・求職者は、サイトで求人情報を検索・閲覧できます。個人情報等の登録は不要です。

◆ 事業実績

項目	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
アクセス件数	543,541	749,869	527,504	480,256	435,752
新規事業者登録件数	27	29	15	28	21
新規求人登録件数	236	298	242	297	271

[担当] 経営支援課

家内労働者労災保険特別加入促進補助金

◆ 目的

墨田区内の家内労働者に対し、労災保険への特別加入に要する保険料の一部を補助することにより、当該加入を促進し、家内労働者の生活安定と福祉向上を図ることを目的としています。

◆ 根拠規定

墨田区家内労働者労災保険特別加入促進補助金交付要綱

(昭和56年5月30日付56墨地商発第219号、昭和56年4月1日適用)

◆ 事業経緯

- ・昭和56年度、補助開始。
- ・要綱は3年間の時限的要綱として制定されたため、昭和56年以降要綱の更新を数回行い、30年間継続してきました。
- ・平成23年4月1日適用の要綱改正により、時限的要綱としてではなく、永年の要綱として改正を行いました。

◆ 事業概要

(1) 対象者

区内に在住し、次の作業に従事する方で、労災保険に特別加入している方
ア 金属・合成樹脂等の加工で、プレス機械、旋盤等を使用して行う作業
イ 皮製履物・靴等の製造又は加工で、有機溶剤を使用して行う作業

(2) 補助額

納付した保険料の10%

※労災保険に特別加入するには、家内労働者の方で作られた団体を通して手続きをする必要があります。

◆ 事業実績

項目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
申請団体数	5	5	5	4	4	4
交付決定者数	23	18	16	13	13	12

[担当] 経営支援課

墨田区人材確保・定着支援補助金事業

◆ 目的

区内中小企業が就業規則を整備した上で、社員にとって働きやすい職場づくりに取り組む場合、経費の一部を補助します。

◆ 根拠規定

墨田区人材確保・定着支援補助金交付要綱（令和3年3月31日2墨産経第1146号）

◆ 事業概要

(1) 補助対象者

- ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- イ 前年度の法人住民税及び法人事業税（個人事業者にあつては個人住民税及び個人事業税）を滞納していないこと。
- ウ 区内の事業所で働きやすい環境づくり事業を実施すること。
- エ 常時雇用する従業員が5人以上いること。（申請日時点）
- オ 区内で3か月以上継続して事業を営んでいること。
- カ 墨田区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が経営等に関与していないこと。
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等を行っていないこと。
- ク 対象の事業について、国、東京都、他の公的機関並びに墨田区の他の補助金・助成金等を利用していないこと。

(2) 対象経費及び補助額

ア 就業規則への補助

就業規則の作成・見直し・確認のため、新たに社会保険労務士又は弁護士への相談に要した経費（委託費用等）⇒補助率1/2、上限10万円

イ 職場の環境整備補助

上記アによる作成・見直し・確認を行った就業規則に基づき、区内の事業所で実施する、職場の環境整備に要した経費
⇒補助率：要した経費の1/2、上限100万円

◆ 事業実績

- ・令和3年度：申請8件、交付5件
- ・令和4年度：申請8件、交付6件

[担当] 経営支援課

墨田区就業規則整備補助金事業

◆ 目的

区内の中小企業において、従業員の働きやすい職場環境づくりのため、就業規則の作成または改定を行う場合、経費の一部を補助します。

◆ 根拠規定

墨田区就業規則整備補助金交付要綱（令和5年1月11日4墨産経第845号）

◆ 事業概要

(1) 補助対象者

ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。

イ 法人住民税を滞納していないこと（個人事業者は前年度分の特別区民税、個人事業者のうち区内に住所を有さない場合は、前年度分の区民税事業所課税を滞納していないこと）。

ウ 区内の事業所に適用される就業規則の作成または改定を行うこと。

エ 常時雇用する従業員が5人以上いること。（申請日時点）

オ 区内で3か月以上継続して事業を営んでいること。

カ 墨田区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が経営等に関与していないこと。

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等を行っていないこと。

ク 対象の事業について、国や他の地方自治体等から同一の趣旨の補助金等を利用していないこと。

(2) 対象経費及び補助額

就業規則の作成または改定のため、新たに発生する社会保険労務士等への委託経費
補助率1/2、上限10万円

◆ 事業実績

令和5年度事業開始

[担当] 経営支援課

すみだ人材確保プロモーション支援事業

◆ 目的

区内中小企業の魅力発信の機会である合同企業説明会の開催や、説明会資料等の作成支援による区内中小企業の人材確保を支援することで、経営安定化を図り、区内産業の活性化に寄与する。

◆ 根拠規定

なし

◆ 事業経緯

- ・平成 27 年 8 月 「すみだ若者人材発掘・就労サポート事業」を開始。
- ・平成 30 年 5 月 「若年者就職サポート事業」と統合し、事業名を「すみだ人材発掘・就労支援プログラム事業」に変更。対象者を「39 歳以下」のみから、「子育て世代等の女性」まで拡大。
- ・令和 4 年 4 月 事業名を「すみだ人材確保プロモーション支援事業」に変更。対象者を「39 歳以下の若者及び子育て世代等の女性」から、「区内事業者に関心のある求職者」に拡大。

◆ 事業概要

(1) 対象者

- ・区内事業者
- ・区内事業者に関心のある求職者

(2) 事業内容

- ・合同企業説明会や学内企業説明会の実施
※令和 2 年度及び 3 年度は、オンラインによる方法で実施。
- ・アドバイザー支援の実施（会社説明会資料または求人票の作成支援）
※合同企業説明会や学内企業説明会の参加企業が対象

◆ 事業実績

(人)

項 目	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
就職者数	20	28	16	11	7
参加者数	249	391	84	90	74

[担当] 経営支援課

すみだビジネスサポートセンター

◆ 目的

区内中小企業及び新規創業者が、資金・人材等の経営資源を確保し、持続的な発展ができるよう、中小企業診断士等が相談に対応し、支援を行います。

また、区内中小企業等のものづくりを支援するため、測定試験機器及び3Dプリンターを設置し、事業者に開放しています。

◆ 根拠規定

墨田区中小企業振興基本条例

すみだビジネスサポートセンター運営要綱

◆ 事業経緯

昭和 61 年度 すみだ中小企業センター開設（墨田区文花一丁目 19 番 1 号）

平成 28 年度 すみだ中小企業センター閉館

平成 29 年度 すみだビジネスサポートセンター運営開始（庁舎 1 階）

◆ 事業概要

相談種別	内容
ビジネス支援相談	経営改善、資金調達、受発注、営業力強化、販路開拓、産学連携、新規事業創出、事業承継など、企業経営全般に関すること。
ものづくり支援相談	設計・デザイン、製作・加工、産学連携、新規事業創出、技術・技能育成、IT化など、主に製造業の技術や技能に関すること。 CADの導入や運用等に関すること。 ※精密測定機器、3Dプリンタの開放・指導も行っています。

◆ 事業実績

相談種別	年度	区内	区外	計
ビジネス相談	令和 4 年度	1,988	55	2,043
	令和 3 年度	2,354	96	2,450
ものづくり相談	令和 4 年度	1,907	103	2,010
	令和 3 年度	1,457	187	1,644
計	令和 4 年度	3,895	158	4,053
	令和 3 年度	3,811	283	4,094

[担当] 経営支援課

依頼試験等利用補助事業

◆ 目的

区内中小企業が製品試験等のために東京都立産業技術研究センターを利用する際に要した費用の一部を補助することにより、製品の高度化等を促進し、もって区内産業の活性化に寄与します。

◆ 根拠規定

墨田区依頼試験等利用補助金交付要綱（平成 28 年 3 月 31 日 27 墨中セ第 838 号）

◆ 事業経緯

- ・平成 28 年 4 月～制度開始（すみだ中小企業センター）
- ・平成 29 年 4 月～すみだ中小企業センター廃止に伴い、経営支援課に所管替え

◆ 事業概要

(1) 補助対象者

- ・中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で、墨田区内に主たる事業所を有すること。
- ・墨田区内で引き続き 1 年以上事業を営んでいること。
- ・前年度の住民税を滞納していないこと。
- ・大企業が実質的に経営に参画していないこと。
- ・暴力団員及び暴力団の構成員が経営に実質的に関与していないこと。
- ・同一事業の内容で、他の公的機関から補助を受けていないこと。

(2) 対象経費

東京都立産業技術研究センターにおける下記利用料

- ・依頼試験
- ・機器利用
- ・オーダーメイド型技術支援

(3) 補助金額

補助対象の合計額の 2 分の 1※予算がなくなり次第終了
(100 円未満切り捨て／1 社あたり年度内 10 万円上限)

◆ 事業実績

	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
交付件数（件）	6	7	10	3	6
補助金額（円）	294,300	173,600	428,000	111,700	275,700

[担当] 経営支援課

区内生産品等販路拡張補助

◆ 目的

区内の生産品等の販路拡張事業を実施する団体・企業に対し、その経費の一部を補助することにより、区内産業の振興を図ります。

◆ 根拠規定

区内生産品等販路拡張事業補助金交付要綱

(昭和 53 年 4 月 27 日 53 地経発第 135 号)

◆ 事業経緯

- ・昭和 53 年度 事業開始
- ・平成 3 年度 対象事業に海外での展示会開催等を追加
- ・平成 11 年度 海外見本市出展支援事業を統合
- ・平成 15 年度 海外見本市出展補助の休止
- ・平成 28 年度 海外販路拡張事業補助再開
- ・平成 29 年度 国内(1社)販路拡張事業補助開始
- ・令和 4 年度 創業者について補助率を 2/3 に拡充

◆ 事業概要

(1) 補助対象者

国内(団体)： 区内に事業所を有する中小企業 5 社以上で構成される団体又はその支部で、国内販路拡張事業を行おうとするもの

国内(1社)： 区内に事業所を有する中小企業で、国内販路拡張事業のうち、産業展に出展しようとするもの

海外(1社)： 区内に事業所を有する中小企業で、海外販路拡張事業を行おうとするもの

(2) 補助金額

国内(団体)： 補助対象経費の 2 分の 1 の額 (1,000 円未満切捨て) 又は 85 万円のうち、いずれか少ない額

国内(1社)： 補助対象経費の 2 分の 1 の額 (1,000 円未満切捨て) 又は 10 万円のうち、いずれか少ない額

ただし、創業者の場合は補助対象経費の 3 分の 2 の額 (千円未満切捨て) 又は 10 万円のうち、いずれか少ない額

海外(1社)： 補助対象経費の 2 分の 1 の額 (1,000 円未満切捨て) 又は 30 万円のうち、いずれか少ない額

ただし、創業者の場合は補助対象経費の 3 分の 2 の額 (千円未満切捨て) 又は 30 万円のうち、いずれか少ない額

◆ 事業実績

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件	補助金額	件	補助金額	件	補助金額
国内（団体）	1	349,000	5	1,830,000	4	2,387,000
国内（1社）	13	1,275,000	17	1,691,000	19	1,815,000
海外	0	0	2	600,000	5	872,000
計	14	1,624,000	24	4,121,000	28	5,074,000

[担当] 経営支援課

知的財産権取得支援事業

◆ 目的

区内の中小企業が特許権等の知的財産権取得のための出願等に要した経費の一部を補助することにより、新たな開発や事業創出等に対する意欲を促進し、区内産業の製品開発力や競争力の強化を図り、もって、区内産業の活性化に寄与します。

◆ 根拠規定

墨田区知的財産権取得補助金交付要綱（平成 24 年 3 月 31 日 24 墨中セ第 785 号）

◆ 事業経緯

- ・平成 24 年 4 月～事業開始（すみだ中小企業センター）
- ・平成 29 年 4 月～すみだ中小企業センター廃止に伴い、経営支援課へ所管替え
- ・令和 4 年 4 月～申請期限を特許庁への出願日から 2 年以内へ延長

◆ 事業概要

(1) 補助対象となる知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権

(2) 対象者

- ア 中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者で、区内に主たる事業所を有すること。
- イ 知的財産権に係る出願人であること。
- ウ 出願時に区内で引き続き 1 年以上事業を営んでいること。
- エ 前年度の住民税を滞納していないこと。
- オ 知的財産権の活用事業計画があること。
- カ 特許権出願の場合、先行技術調査が終了していること。
- キ 大企業が実質的に経営に参画していないこと。
- ク 当該補助について、すみだビジネスサポートセンターが実施する相談を受けていること。

(3) 対象経費

- ア 知的財産権に係る出願料及び出願審査請求料又は技術評価請求料
- イ 知的財産権に係る特許料又は登録料
- ウ 知的財産権の出願及び取得に係る手続を弁理士又は弁護士に委託した場合の報酬等

(4) 補助額

対象経費の 2 分の 1（上限 20 万円）

◆ 事業実績

(件)

種 別	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
特 許	4	7	3	8	3
実用新案	3	2	1	1	15
意 匠	3	1	1	0	1
商 標	4	1	12	10	1
合 計	14	11	17	19	20

[担当] 経営支援課

墨田区生産性向上等支援補助金

◆ 目的

円安や物価・エネルギー価格高騰等、区内中小企業を取り巻く環境の変化を踏まえ、緊急対策として、生産性向上等に資する工作機器等及び LED 照明器具の導入に係る経費の一部を補助することにより、区内中小企業の持続的な発展を後押しするとともに、事業経費の軽減を図り経営改善につなげます。

◆ 根拠規定

墨田区生産性向上等支援補助金交付要綱
(令和 4 年 11 月 30 日 4 墨産経第 812 号)

◆ 事業経緯

- ・ 令和 4 年度 LED 照明器具導入支援を先行実施 (12 月から事業開始)
- ・ 令和 5 年度 工作機器等導入支援開始

◆ 事業概要

(1) 工作機器導入支援

ア 補助対象者

区内に 1 年以上主たる事業所を有する中小企業者

イ 補助金額

補助対象経費の 2/3 上限 400 万円 (1,000 円未満切捨て)

ウ 補助対象経費

- (ア) 工作機械、測定機器等の機械及び装置の導入経費
- (イ) 上記に付帯する工具及び器具の導入経費

(2) LED 照明器具導入支援

ア 補助対象者

区内に 1 年以上主たる事業所を有し、常時使用する従業員数が 20 人以下の
中小企業者

イ 補助金額

補助対象経費の 4/5 上限 150 万円 (1,000 円未満切捨て)

ウ 補助対象経費

- (ア) LED 照明器具本体購入費
- (イ) LED 照明器具設置に必要な部材購入費
- (ウ) 設置工事費 (照明器具の設置作業委直接かかわるもの)

◆ 事業実績

	令和 4 年度※	
	件	補助金額
工作機器導入支援	—	—
LED 照明器具導入支援	187	97,925,000
計	187	97,925,000

※ 令和 4 年 12 月事業開始

[担当] 経営支援課

企業台帳

◆ 目的

区内製造業実態調査等で収集した企業データをデータベース化し、管理・運用しています。また、すみだビジネスサポートセンターでの相談業務等で収集した情報を登録し、活用しています。

なお、企業情報の公開を希望した企業については、企業台帳データの一部について、「すみだ企業ガイド」に掲載しています。

◆ 根拠規定

なし

◆ 事業経緯

平成 14 年度 企業台帳システム稼働

平成 16 年度 「区内製造業実態調査」実施（約 5,300 社）

平成 17 年度 「区内製造業実態調査」結果調査分析

平成 19 年度 新規企業調査実施（508 社）

平成 20 年度 新企業台帳システム開発・稼働

平成 21 年度 「区内製造業・卸売業実態調査」実施（6,246 社）

平成 24 年度 企業台帳システム再構築

平成 25 年度 産業活力再生基礎調査・区内製造業実態調査実施（3,551 社）

令和 2 年度 企業台帳システム改修

◆ 事業実績

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

製造業：4,582 件

卸売業：2,076 件

その他：2,606 件

計：9,264 件

[担当] 経営支援課

墨田区創業支援等事業計画

◆ 目的

産業競争力強化法に基づく区の創業支援計画を策定し、企業、金融機関、区が地域ぐるみで創業支援を行うことで、区内創業の促進を図ります。

◆ 事業経緯

- ・平成 26 年 1 月 20 日に施行された「産業競争力強化法」に基づき、地域における創業を促進するため、地域（市区町村）の創業支援等計画を国が認定し、その取組を支援する制度が設立。
- ・平成 26 年 6 月 20 日に経済産業大臣・総務大臣より墨田区創業支援事業計画認定。
- ・平成 30 年 8 月 31 日に経済産業大臣・総務大臣より墨田区創業支援等事業計画（改正法第 1 回）認定。
- ・令和元年 6 月 12 日に経済産業大臣・総務大臣より墨田区創業支援等事業計画（改正法第 3 回）認定。創業機運醸成事業新規追加。

◆ 事業概要

(1) ワンストップ窓口

経営支援課がワンストップ窓口となり、創業支援等事業の案内役となっています。また、特定創業支援等事業の修了者に発行する証明書を発行しています。

(2) 創業支援機関

区の創業支援事業等計画において、以下の民間企業や金融機関等を創業支援機関と位置づけています。各機関は、それぞれの得意分野を活かした支援策を実施しています。

- ア 東京東信用金庫
- イ 日本政策金融公庫江東支店・上野支店
- ウ 東京商工会議所墨田支部
- エ 合同会社 SSN
- オ 株式会社ステージアップ
- カ 有限会社テイクスペース
- キ 株式会社ブックマークス
- ク 蒼樹株式会社
- ケ 情報経営イノベーション専門職大学
- コ すみだビジネスサポートセンター
- サ 経営支援課

この他、創業支援機関をサポートする創業支援協力機関が存在しています。

(3) 特定創業支援等事業

経営・財務・人材育成・販路開拓の知識が身につく内容で、原則 4 回以上の指導、あるいは 1 か月以上の期間をかけて指導する内容のセミナー等のことです。区では国の認定を受け、セミナー形式での特定創業支援等事業を実施しています。特定創業支援等事業の修了者は、区から修了証明の発行を受けることで、優遇措置を受けることができます。

【区の特定創業等支援事業】

- ア すみだ起業ゼミ * 区の委託事業者が実施
- イ ひがしん創業塾 * 東京東信用金庫が実施
- ウ SSNの特定創業セミナー * 合同会社 SSN が実施
- エ iUスタートアップゼミ * 情報経営イノベーション専門職大学が実施

【優遇措置】

- ア 会社を設立する際の、登記にかかる登録免許税の軽減
(資本金の0.7%から0.35%へ軽減)
- イ 創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の利用対象の拡充
(創業6ヶ月前から対象)
- ウ 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件の充足
- エ 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

[担当] 経営支援課

創業誘発促進事業

◆ 目的

区内外の人材が墨田区で創業することを促進するとともに、創業した者を継続した操業へと導く事で、産業集積の維持や賑わいのある魅力的なまちづくりにつなげることを目的としています。

◆ 根拠規定

なし

◆ 事業経緯

- ・平成 29 年 10 月 31 日付 29 墨産経第 366 号により事業実施
平成 29 年度および 30 年度の 2 か年で最大 10 件を選定することとしました。
一部補助事業であるが要綱を設けないことから毎年度、区長決定による実施起案をもって事業実施することとしました。
要綱を設けなかったのは、法務担当との調整により事業内容の変更が想定されるのであれば要綱は定めない方が良くと判断したためです。
- ・平成 29 年 12 月 8 日付 29 墨産経第 446 号 支援対象者 4 件を選定
- ・平成 30 年 4 月 16 日付 30 墨産経第 10 号 事業実施
- ・平成 30 年 6 月 6 日付 30 墨産経第 121 号 支援対象者 2 件を選定
- ・平成 30 年度 3 月 22 日付 30 墨産経第 478 号 新規支援対象者の選定を廃止
(理由)
 - ①本事業による支援がなくとも区内に根付いている創業者が現れていること。
 - ②創業者・創業希望者は情報発信やネットワークの構築につながる支援を必要としていること。
 - ③平成 30 年 10 月から区の融資制度「チャレンジ支援資金」が拡充されたこと。
 - ④令和元年度から「ものづくりスタートアップ連携促進事業」の実施により、ベンチャー企業等の区内参入が想定されるほか、すみだビジネスサポートセンターの相談機能が拡充されたこと。
- ・新規認定廃止以降は、支援対象の 6 社に向けてフォローアップのほか、交流会の開催といった支援を支援期間満了まで継続実施します。

◆ 事業概要

(1) 家賃補助

物件賃借料の 1/2 補助

上限月額 5 万円（敷金・礼金・管理費等は含まない）

補助対象期間 最長 3 年間

(2) すみだビジネスサポートセンターコーディネーターによる訪問アドバイス

年 2 回実施、最大 6 年

(3) 支援対象者交流会の開催や創業支援機関が実施する交流会への誘引

◆ 事業実績

会社名	業務内容	支援対象期間	補助対象期間
108 トウハチ (緑 2-17-2-101)	バー	平成 29 年 12 月～ 令和 5 年 11 月	平成 29 年 12 月～ 令和 2 年 11 月
GRail Japan(株) (向島 3-34-17)	菓子・ケーキの 製造販売	平成 29 年 12 月～ 令和 5 年 11 月	平成 29 年 12 月～ 令和 2 年 11 月
墨田長屋 (八広 2-47-14)	ゲストハウス	平成 29 年 12 月～ 令和 5 年 11 月	平成 29 年 12 月～ 令和 2 年 11 月
(株)10YC (両国 4-8-1 ダイユー ビル 2F)	アパレル製品の企 画・販売	平成 29 年 12 月～ 令和 5 年 11 月	平成 30 年 3 月～ 令和 3 年 2 月
ベッカライ ポンポン (向島 5-27-17-103)	パンの製造・販売	平成 30 年 6 月～ 令和 6 年 5 月	平成 30 年 6 月～ 令和 3 年 5 月
Builders (東駒形 3-23-3)	クラフトハンバー ガーショップ	平成 30 年 6 月～ 令和 6 年 5 月	平成 30 年 6 月～ 令和 3 年 5 月

[担当] 経営支援課

すみだ起業ゼミ

◆ 目的

起業意思のある区民等を対象に、ビジネスアイデアのを見つけ方から会社設立までに必要な知識を習得する実践的な講義を実施し、将来の区の産業を担う人材を育成することを目的とします。

◆ 根拠規定

墨田区創業支援等事業計画

◆ 事業経緯

- ・平成 21 年 7 月：「墨田区と早稲田大学の事業連携に関する協定」に基づく事業の一環として開始
- ・平成 26 年 1 月：産業競争力強化法施行
- ・平成 26 年 6 月：墨田区創業支援等事業計画認定、本事業を特定創業支援等事業に位置付け

◆ 事業概要

特定創業支援事業として 5 日制の創業セミナーを開催し、参加者に経営・財務・人材育成・販路開拓等の知識が身につく講義及び実習を行います。

(1) 実施日

令和 6 年 1 月から 3 月(予定)

(オンライン開催・全 5 回)

(2) 対象・定員

中学生及び高校生を除く 15 歳以上で、墨田区内で起業・創業意思のある方又は墨田区内で起業・創業して 5 年未満の方 (30 名程度)

(3) 費用

受講料 3,000 円 (全 5 回)

◆ 事業実績

項 目	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
参加者数	23	33	22	12	28
修了者数	18	30	22	12	26

[担当] 経営支援課

事業承継支援事業

◆ 目的

区の産業基盤である「ものづくり」を将来にわたり維持・拡充・承継していく仕組みを構築し、区内における事業承継を支援することにより、区の産業の持続的発展を図ります。

◆ 根拠規定

墨田区中小企業振興基本条例

◆ 事業経緯

平成 25 年度に区内製造業を対象に、経営上の課題や後継者の有無、廃業・事業譲渡の意向、工場・設備の保有状況等の実態を把握する「産業活力再生基礎調査」を実施しました。調査結果から、回答があった区内製造業約 2,000 社の中で、「後継者が無く、廃業を検討している」と回答した事業者が 500 社以上あることが明らかになり、このままでは、区内産業の基盤である「ものづくり」が衰退してしまう恐れがあります。

そこで、国・都・商工会議所・金融機関等で構成する協力支援機関と連携して、企業のものづくり資産（取引先・人材・工場・設備など）を地域内で承継する仕組みを作り、事業者の事業承継や、事業を継続・拡大していくためのサポートをすることで、「ものづくりのDNA」を将来に継承していくことに取組みます。さらに、事業承継の早期取組の重要性を啓発し、早期取組へのきっかけづくりを行う事業を実施します。

平成 31 年度からは、ワンストップサービスの強化を図り、複合的・継続的な支援体制とするため、事業承継相談窓口をすみだビジネスサポートセンターに一本化しました。また、区内金融機関等と連携した新たな支援体制の検討を行い、令和 3 年度からは、金融機関が区内事業者の本業支援を強化し、地域内に企業を残すことを目的に構築した「HANDS」の取組の中で、連携を開始しています。

[担当] 経営支援課

産業振興課

【事業概要】

すみだ消費者センター

すみだ消費者センターは、区の消費者活動の拠点として、平成2年7月に開設されました。区民一人ひとりが消費者としての意識を高め、豊かで潤いのある消費生活を送るために役立つ消費者講座や出前講座を実施しています。

電話や来所により、契約トラブル・悪質商法被害などの相談を受け付け、解決のための助言や事業者とのあっせん交渉を行っています。

また、消費者団体の活動の場として、消費者団体活動室も設けています。

◆所在地

墨田区押上 2-12-7 セトル中之郷 2 階 (5608-1516)

- ・消費者相談室 (5608-1773)
- ・消費者団体活動室

◆建物概要

鉄骨鉄筋コンクリート地下1階、地上14階の2階部分 延床面積 495.7 m²

◆交通

- ・京成・東京メトロ・都営地下鉄、押上駅 徒歩3分
- ・東武伊勢崎線（スカイツリーライン）、とうきょうスカイツリー駅 徒歩7分

◆休館日・利用時間

区 分	休 館 日	利用時間
消費者相談室	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3） （消費者相談室は、土曜日は電話相談のみ受付）	9:00～16:30
消費者団体活動室		

[担当] 産業振興課

消費者相談

内 容	曜 日	時 間	場 所
消費生活相談員が契約トラブル・悪質商法などの相談を受け付け、解決のための助言や事業者とのあっせん交渉を行っています。	月～土 （土曜日は電話 相談のみ受付）	9:00～ 16:30	すみだ消費者セン ター 5608-1773

[担当] 産業振興課

消費者の教育・啓発

消費者をとりまく環境は、年々複雑化し、また広範囲なものとなってきています。このような事象に対応していくためには、消費者自らが考え、そして行動していくことが大切です。区は、消費者基本法の理念のもとに、消費者の主体的な行動の契機となるタイムリーな情報の提供等、区民の消費生活が安全でより豊かなものとなるための様々な事業を行っています。

◆消費者ニュースの発行

高齢者が知っておきたい消費生活情報や、すみだ消費者センター相談室で受けた相談事例などを紹介し、紙面で配布する情報紙を年4回（6・9・12・3月）発行しています。情報紙は、東京都・特別区等に配布するほか、図書館や出張所など区の施設にも配布しています。また、消費生活一般に関連する記事については、区ホームページに掲載しています。

◆消費者団体の育成

(1) 墨田区消費者団体

区に登録している消費者団体が、消費生活に関する学習会や見学会を実施する場合、講師の派遣や会場・バスなどの提供をしています。

(2) 墨田区消費者団体連絡会

平成3年に各消費者団体の健全かつ自主的な組織活動の促進を支援するために「墨田区消費者団体連絡会」が設立されました。「連絡会」や「施設見学会」等の開催・実施を通じ、活動を支援しています。

◆小売店への立入検査

家庭用品品質表示法、電気用品安全法等による商品への表示が、適正に行われているかどうか立入検査をしています。

[担当] 産業振興課

産業振興会議

産業人、学識経験者と区が、区内産業の抱える諸問題について共通の認識を深め、意見交換や提案を行い、より効果的な産業振興策について検討します。

令和3年度は、「新たなマスタープランの策定作業」を行い、令和4年6月に「産業と観光の将来構想」を策定しました。

◆これまでの取組

「墨田区産業振興会議」は、「墨田区中小企業振興基本条例（昭和54年3月）」の制定を受けて設置された「中小企業振興対策調査委員会」による各種提言を具体化するための審議会として、昭和55年に発足しました。以降、時宜に応じて会議の形態や性格を柔軟に変えながら、次のようなさまざまな検討をしてきました。

- すみだ産業会館、すみだ中小企業センター等の設置及び運営
- 3M運動、イチから始める運動、商店街振興施策等の各種産業振興施策
- 「墨田区産業振興プラン（平成7年3月）」、「墨田区商店街振興プラン（平成14年3月）」、「中小企業のまちすみだ新生プラン（平成15年4月）」、「新・墨田区工業振興マスタープラン（平成21年3月）」の策定
- 「墨田区産業振興マスタープラン（平成25年3月）」の策定
- 「産業と観光の将来構想（令和4年6月）」の策定

◆会議の概要

- 回数：年5回程度開催
- 座長：関 満博 墨田区産業振興専門員（一橋大学名誉教授）
- 委員数：産業人、学識経験者及び区職員 7名

[担当] 産業振興課

地域力を育む商業空間づくり推進事業

地域力を育む商業空間を創出するために、既存・新規の商店街や個店を対象に、地域に密着した支援を行うことを目的としています。

◆主な事業内容

①商業コーディネーター・商店街巡回相談員

商店街や個店、またはその関係者（住民・町会・不動産屋・空き店舗の家主等）など、地域に入り込み、課題を抽出・整理し、その解決策の提案や、解決に向けた取り組みを行います。

対象者	区内商店街や商店
申込み方法	詳細はお問い合わせください。

②商店魅力アップ支援事業

区内商店を対象に、魅力アップに向けた支援を行うことにより“魅力的なお店”を育て、その集積を通じ消費者が「何度も行きたい」と思う“にぎわいのある商業空間”を創出します。

対象者	区内で引続き1年以上営んでいる商店
事業内容	(1) 商店の魅力アップに向けた経営プランの作成支援をします。 (2) 経営プランに基づき実施する改善事業について、費用の一部を補助します。 (3) 作成した経営プランの遂行状況・改善事業の実施について、アフターフォローをします。
補助内容	50万円を上限に補助対象経費の2分の1の額（千円未満切捨て） ※商店会加盟店舗の場合、3分の2の額（千円未満切捨て）

③個店グループイベント応援事業

地域経済の基盤強化、活性化を図るため、商店街の枠にとらわれない個店同士の結びつきによるイベント実施を補助します。

対象者	区内で近距離にある3店舗以上の個店グループ
対象事業	募集期間で、連続する期間に実施するイベント (例) 季節に関連したイベント、福引、スタンプラリー
補助内容	個店グループが主催して行うイベント事業の対象経費を補助 (10/10. 千円未満は切捨て) 補助上限額は、グループが3店舗の場合15万円、4店舗の場合20万円、5店舗以上の場合30万円

[担当] 産業振興課

商店街チャレンジ戦略支援事業

商店街が実施するイベント事業及び環境整備事業等に対し、その経費の一部を助成し、商店会や地域の活性化を図ります。

対象団体	(1) 墨田区商店街振興組合連合会及び墨田区商店街連合会加盟の商店街（会） (2) 墨田区商店街振興組合連合会及び墨田区商店街連合会		
対象事業	≪イベント事業≫ (1)文化、歴史など地域資源を活かしたイベント (2)防災防犯や生活安全に資するイベント (3)その他、適当と認める事業 ※販売促進を目的としたチラシ・ポスター等の作成のみを実施する事業は対象外です。 ≪環境整備事業≫ (1)商店街施設整備事業（街路灯改修、統一看板設置など） (2)組織力・経営力強化事業（消費者懇談会、空き店舗活用事業など） (3)その他、適当と認める事業		
補助内容	≪イベント事業≫ ・1商店会につき、年度内2回まで補助を行います。 （共催事業を含む場合は、年度内3回まで補助が可能です。） ・組織力強化支援については、法人商店会を対象に年度内1回まで ・会則等を有していない任意商店街については、1商店会につき、年度内1回まで補助を行います。 ≪環境整備事業≫ ・会則等を有していない任意商店街については、1商店会につき、年度内1回まで補助を行います。		
補助率	事業名	補助率	
	イベント事業	イベント事業	2/3
		組織力強化支援事業	11/12
	環境整備事業	キャッシュレス対応事業・多言語対応事業以外	2/3
		キャッシュレス対応事業	5/6
		多言語対応事業	5/6
	小額助成 （任意商店会（会則等なし））	イベント事業・環境整備事業	2/3
	小額支援事業	イベント事業・環境整備事業	8/9

※一定の要件を満たす事業については、6分の1以内の加算補助あり

[担当] 産業振興課

ワンモール／ワントライ作戦推進事業

商店街のイメージと集客力を高めるため、商店街関係者や専門家などによる実施検討委員会「スクラム会議」を編成し、一つの商店街（ワンモール）に一つの特色ある事業（ワントライ）を創出・実施することにより商店街の活性化を図ります。

◆事業開始年度

平成 14 年度

◆対象団体

- (1) 墨田区商店街連合会加盟の各商店会
- (2) 墨田区商店街連合会加盟の複数の商店会の連合体
- (3) 上記のうち商店会の承認を得た、3名以上の有志グループ
(ただし、空き店舗活用事業については除く。)

◆対象事業

- (1) 地域特性や文化資源等を活かし、対象団体が商店会に“独自性”のある新たなブランドを創出する事業
- (2) 商店街ホームページ作成事業
- (3) 商店会が行う空き店舗活用事業

◆補助内容

- (1) 新ブランド創出事業及びホームページ作成事業
・事業費の3分の2の額で、100万円を限度として補助
- (2) 空き店舗活用事業
・改装費の3分の2の額で、100万円を限度として補助
・月額家賃の3分の2の額で、月額10万円を限度（3年間）
※一定の要件を満たす事業については、6分の1以内の加算補助あり

[担当] 産業振興課

明るい商店街づくり事業

商店街は“まちの顔”であり、住民に対する利便向上という面からも地域にとって欠くことのできない存在です。そこで、商店街が設置した装飾街路灯・アーケード・アーチ等に要した電気料の一部を補助します。

対象団体	墨田区商店街連合会に加盟し、街路灯・アーケード等を設置・管理している団体
対象事業	電気料（商店街が設置・維持・管理する街路灯等に要したもの）
補助内容	当該年度の1年間に要した電気料金の5分の4の額

[担当] 産業振興課

墨田区商店街振興組合連合会・墨田区商店街連合会の事業

商店街の連合体である墨田区商店街振興組合連合会及び墨田区商店街連合会には、現在 38 商店会が加入して、商業の振興・発展のために活動しています。この活動に対して、必要な経費の一部を補助しています。

- (1) 商店街振興事業（商業まつり、ソラのねマルシェ等）
- (2) 商店街 PR 支援事業
- (3) 商業研修、講演会の開催
- (4) 次世代商業人の育成
- (5) 個店 PR 支援事業
- (6) 商店街 PR キッチンカー（すみキチ号）の運営

◆加盟商店街一覧

菊川駅前令和商店会	リバーピア吾妻橋飲食店会	コンニャク稲荷通り商栄会
国技館通り商店会	言問橋商店会	八広南龍通り商店会
石原一丁目商店会	おしなり商店街振興組合	イーストコア曳舟商店会
石原二丁目商店会	押上通り商店会	曳舟西ビューハイツ商店会
石原中心会	業四市場商栄会	押上ガーデン通り商栄会
石原四丁目振興商店会	鳩の街通り商店街振興組合	たから通り商店会
北斎通り商店会	東向島駅前商店街振興組合	十間橋通り商業協同組合
タワービュー通り商店街	玉の井いろは通り共栄会	向島橋銀座商店街協同組合
太平町商店会	大正通り商明会	東あずま本通り会
錦糸町北口商店会	鐘ヶ淵通り商店街平和会	e-すみだ電子商店街
錦糸町商店街振興組合	しらひげセンター商店会	
楽天地ビル商店会	八広商盛会	
本所吾妻橋商店会	中居堀はなみずき通り商店会	
吾妻橋パトリア会	八広新中通り商店会	

[担当] 産業振興課、墨田区商店街連合会事務局 (URL <http://www.sumida-showren.jp/>)

個店 PR 支援事業（すみここ）

墨田区商店街連合会と連携し、消費者情報をもとに店を選定してその PR を行います。多くの方に墨田区内の商店に足を運んでもらうきっかけをつくり、地域全体の活性化を目指します。

◆事業内容

区内在住在勤の方の協力を得て情報収集を行い、テーマにふさわしい個店を選定し、動画の製作等により PR を行います。

◆再生端末設置場所

区役所 1 階（墨田区商店街連合会事務局）、14 階（産業振興課）、出張所ほか

◆事業実績（動画制作店舗数）

- ・令和 2 年度 16 店
- ・令和 3 年度 11 店
- ・令和 4 年度 10 店

[担当] 産業振興課

「3M」運動の推進

墨田区の産業は、すみだという「風土」の中で生まれ、育まれ、「人から人へ」と受け継がれ、現在の「産業のまち」すみだを形づくってきました。そしてこれからも、区内産業の繁栄が、すみだの新しい「歴史」を作り上げていくといっても過言ではありません。しかし、区内産業は、優れた技術による品質の良い製品を提供しているにもかかわらず、その実態が評価されていないことも少なくありません。

こうした中で、区内産業と区内生産品が「正当な評価」を受け、さらに「より高い評価」を受けようとするためのイメージアップ運動として、「小さな博物館 (Museum)」「マイスター (Meister)」「工房ショップ (Manufacturing Shop)」の3つのMの頭文字を取って「3M (スリーエム)」運動を展開しています。これによって、新しい「ものづくり」に結びつく事業者を育て、区内産業を活性化させる文化の基盤・土壌をつくっていきます。

「3M」運動は、次の3つの運動を総称したのですが、これらを一体的に展開することによって、さらに高い効果をあげるように努めています。

◆「小さな博物館」(Museum) 運動

墨田区を象徴する産業と文化にかかわる「もの」のコレクションを、工場・作業場・民家の一部に展示し、知ってもらうことで区の産業・暮らしを育てるものです。

展示の対象となるものは、たとえば戦前から現在までの商品や機械・文献・資料などです。これらのコレクションは、数こそ大きな博物館に及ばないものの、その地域性、独自性という点では大変貴重なものであり、墨田区の産業史、下町の生活史を物語るものといえます。

現在 24 館がオープンしていて、各博物館のユニークで温かい運営方法が反響を呼び、全国から年齢職業を問わず多くの見学者が訪れています。

○事業の内容

(1) 小さな博物館の認定

区内産業及び文化に関連した資料等を展示し、要件を満たす施設を、審査により小さな博物館に認定しています。

(2) 小さな博物館の設置及び運営に対する補助

小さな博物館を設置・改修する場合は、経費の一部を補助します（45万円を限度とする）。

また、小さな博物館の運営に係る費用を補助します（開館1日あたり700円 ※別途、土日加算があるほか、施設の運営に係る維持費等を年間5万円の範囲内で補助）

◆「マイスター」(Meister) 運動

すみだの産業を支え、付加価値の高い製品づくりの技術を体得した技術者をマイスター(この言葉は、ドイツ語で『職人の親方』を意味します。)に認定しています。マイスターの技術を公開することにより、次世代へ継承するとともに、新しい技術の育成を図ります。現在、36名が「すみだマイスター」として活躍しています。

○事業の内容

(1) マイスターの認定

優れた技術又は技能を持ち、伝承する活動を行っている方で、要件を満たす方を、審査によりマイスターに認定しています。

(2) ものづくり継承事業に対する補助

マイスターが優れた製造技術を広め、継承する活動を行う場合に、その経費の一部を補助します。(補助対象はマイスター個人。補助額は当該年度の活動に要した経費の3分の2の額で45万円を限度とします。)

◆「工房ショップ」(Manufacturing Shop) 運動

墨田区の提唱してきた「工房文化の都市」を実現するため、区内の製造業者を対象に、製造と販売を一体化させた工房ショップの創出を支援します。現在17店が工房ショップとして展開しています。

○事業の内容

(1) 工房ショップの認定

製販一体型の店舗で、要件を満たす店舗を審査により工房ショップとして認定します。

(2) 工房ショップの設置及び改修に対する補助

工房ショップを設置・改修する場合は、経費の一部を補助します。(補助額は、経費の2分の1の額で150万円を、2回目以降の交付については45万円を限度。改修の場合は面積・営業日等の補助要件があります。)

◆「小さな博物館」リスト（令和5年8月1日現在）

No.	博物館名	展示内容	展示場所 TEL	開館日	開館時間
1	軟式野球資料室	軟式野球ボール、バット、グローブ等	墨田 2-34-9 3614-3501	長期休館中	長期休館中
2	江戸小紋博物館	東京染小紋の歴史、道具、見本帳等	八広 2-27-10 3611-5019	月～金曜日（祝祭日を除く、土は不定休）	13:00～17:00
3	羽子板資料館	明治初期から昭和初期に作られた羽子板等	向島 5-43-25 3623-1305	木、金、土曜日 （11月上旬～翌1月下旬休館）	10:00～17:00
4	江戸木目込人形博物館	ひな人形、御所人形や道具・材料、製作工程	向島 2-11-7 3622-4579	月～土曜日（祝祭日を除く、12/15～翌3/15休館）要予約	10:00～17:00
5	藍染博物館	藍染浴衣、のれん、歴史と製造工程等	京島 1-29-1 3611-6760	月～日曜日 要予約	13:00～17:00 （土日は12:00～）
6	屏風博物館	からくり屏風、歴史と道具等	向島 1-31-6 3622-4470	月～日曜日（祝祭日を除く、土、日は要予約）	10:00～17:00
7	乾燥木材工芸資料館	民芸品、オブジェ、動物パネルなど	錦糸 2-9-11 3625-2401	月～金曜日（祝祭日を除く）要予約	9:00～17:00
8	ブレーキ博物館	新幹線、F1カーのブレーキ等	堤通 1-7-9 6657-0347	火～日曜日（祝祭日を除く）要予約	10:00～12:00 13:00～17:00
9	相撲写真資料館	歴代横綱、国技館の変遷等の相撲関連写真	両国 3-13-2 3631-2150	火曜日（祝祭日を除く。ただし1月、5月、9月場所開催中は毎日。火曜日以外は予約にて対応）	10:00～17:00
10	桐の博物館	江戸文化年間製造の筆筥、製造道具等	両国 4-1-8 3632-0341	月～火曜日、金～日曜日（GW、夏季、年末年始を除く）	10:00～17:00 （日は～16:00）
11	金庫と鍵の博物館	旧日本陸軍作成の幻の金庫等	千歳 3-4-1 3633-9151	第1・3の土、日曜日 要予約	10:00～17:00
12	建築道具・木組資料館 （墨田住宅センター）	ノコギリ、カンナ、様々な柱の組み方	菊川 1-5-3 3633-0328	月～土曜日 要予約	10:00～16:00
13	折箱博物館 『木具輪』	折箱、木箱、経木等	立川 1-3-5 3631-7785	月～金曜日 要予約	9:00～17:00
14	袋物博物館	大正時代からの札入れ、煙草入れ等	両国 1-1-7 3631-6353	月～日曜日 土日、時間外は要予約	13:00～16:00
15	NTTドコモ歴史展示スクエア	移動通信の進化の過程	横綱 1-9-2 6658-3535	火～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）	10:00～17:00
16	名刺と紙製品の博物館 ～SAKURA TERRACE～	名刺や和紙など紙製品に関する展示	立川 3-1-7-3F 5625-0630	月～金曜日（祝祭日、夏季休暇、年末年始を除く）	11:00～15:00
17	漆工博物館	漆塗りの品々、製作道具、材料、製作工程	向島 3-38-10 3622-1582	月～土曜日（祝祭日を除く）要予約	10:00～16:00
18	ちいさな硝子の本の博物館	硝子に関する書籍、道具、製品	吾妻橋 1-19-8 6240-4065	火～日曜日（他不定休あり）	10:00～19:00 （火は11:00～18:00）

19	指物博物館	江戸指物の作品、使用する道具、書籍	立川 4-6-5-1F 6315-8546	月～日曜日（祝祭日を除く）要予約	10:00～18:00
20	フットマークギャラリー	水泳用品、介護用品、使用する機械、道具	緑 2-7-12 3846-3382	火～金曜日（祝祭日を除く）要予約	9:00～16:00
21	江戸表具博物館	表具師の道具、襖や掛け軸の制作工程	千歳 3-5-11 3631-0508	月～日曜日（不定休、11月下旬～翌1月中旬休館）要予約	10:00～16:00
22	鋳かんざし博物館	様々な細工のかんざし、かんざしの歴史や製作工程等	東駒形 3-22-7 6751-8858	月～土曜日（祝祭日を除く）	10:00～18:00 （土は 10:00～）
23	鍼灸あん摩博物館	日本の鍼灸とあん摩に関する歴史的資料・道具等	千歳 1-8-2 3634-1055	土～木曜日（年末年始除く）	10:00～16:00
24	やさしい革の博物館	革素材及び革製品の製造工程、道具の展示	東墨田 3-11-10 3617-3868	火～土曜日（祝祭日を除く） 火～金曜日は要予約	火～金曜日 13:00～17:00 （土は 10:00～）

◆「すみだマイスター」リスト（令和5年8月1日現在）

氏名	技術の名称	氏名	技術の名称
赤羽 弘	革製品	竹田 勝彦	江戸木箸
安宅 信太郎	建築漆工	田制 幸男	染色・引染加工
石井 健介	御誂え足袋の仕立て	田中 英二	総桐タンス製造
石井 芳和	御誂え足袋の仕立て	塚田 進	江戸木目込人形
石田 明雄	医療用・一般用鋏製造	塚田 真弘	江戸木目込人形
磯貝 英之	江戸べっ甲工芸	中條 康隆	江戸小紋
大石 智博	提灯描き（江戸文字描き）	中條 隆一	江戸小紋
小峰 正孝	籐工芸	西山 鴻月	羽子板づくり
片岡 恭一	屏風の表装	野口 豊生	押絵羽子板
片山 真一	循環式精米機による 古式精米	藤澤 幸宏	総柄藍染伴天・長板中形藍染 ゆかた・型付染色
加藤 孝之	東京手描き友禅	藤村 光環	市松人形の製作
加藤 典子	日本刺繍	藤村 紫雲	市松人形の製作
川井 更造	江戸切子	前川 治	江戸表具
小堺 康一	機械切削加工	益田 大祐	指物
小林 亮太	砂型鋳物	丸川 徳人	江戸木箸
小宮 太郎	有職畳づくり	三浦 孝之	鋳（かざり）かんざし
五月女 利光	江戸小紋	山田 真照	江戸切子
塩澤 政子	鋳（かざり）金具	山中 政江	革工芸

◆「すみだ工房ショップ」リスト（令和5年8月1日現在）

No.	ショップ名	販売内容	所在地・TEL	営業日	営業時間
1	江戸小紋染 大松染工場	江戸小紋染製品	八広 2-27-10 3611-5019	月～金曜日（祝祭日を除く、土は不定休）	13:00～17:00
2	アトリエ創藝館	手描提灯	横川 3-8-2 3622-2381	不定休	10:00～18:00
3	片岡屏風店	屏風	向島 1-31-6 3622-4470	月～日曜日（祝祭日を除く、土、日は要予約）	10:00～17:00
4	羽子板の鴻月	押絵羽子板	向島 5-43-25 3623-1305	月～土曜日	10:00～17:00
5	東あられ本舗 両国本店	あられ・おかき	亀沢 2-15-10 3624-9733	月～日曜日（第3月曜日、正月3ヶ日を除く）	月～金曜日 9:00～18:00 土日祝 10:00～18:00
6	すみだ江戸切子館	江戸切子	太平 2-10-9 3623-4148	火～土曜日（祝祭日を除く）	10:00～18:00
7	むさしや豊山	押絵羽子板	石原 1-28-3 3622-0262	月～土曜日（不定休）	10:00～17:00
8	向島めうがや	足袋	向島 5-27-16 3626-1413	月～土曜日（祝祭日を除く）	9:00～18:00
9	江戸木箸大黒屋	江戸木箸	東向島 2-4-8 3611-0163	月～土曜日（第2・3土曜日、祝祭日を除く）	10:00～17:00
10	磯貝ベッ甲専門店	ベッ甲細工	横網 2-5-5 3625-5875	月～金曜日（祝祭日を除く）	10:00～18:00
11	Stadt Weide (シュタットヴァイデ)	食肉加工品	横川 4-8-21 3621-2781	月～土曜日（祝祭日を除く）	10:00～18:00
12	ヒズファクトリー	革製品	吾妻橋 1-16-5 5619-1602	木～月曜日	11:00～19:00 (13:00～14:00 休憩)
13	大関鞆工房	皮革バッグ製品	緑 2-13-5 5669-1408	月～土曜日（祝祭日を除く）	9:00～19:00
14	塚田工房	江戸木目込人形	向島 2-11-7 3622-4579	月～土曜日（祝祭日を除く）	10:00～17:00
15	おみねらたん	籐工芸	押上 2-10-15 3623-0433	月～金曜日	10:00～17:00
16	硝子企画舎	硝子製品	押上 3-6-1 3610-8255	水～日曜日（祝祭日を除く、他不定休あり）	12:00～18:00
17	かざり工芸三浦	簪	東駒形 3-22-7 6751-8858	月～土曜日（祝祭日を除く）	10:00～18:00 (土曜日は～ 17:00)

[担当]産業振興課

地域ブランド戦略の推進

墨田区では、東京スカイツリーの誘致決定をきっかけに、ものづくりのまちとしての産業ブランド力を国内外にPRする目的で、「すみだ地域ブランド戦略」を2009年から開始しました。主な事業として区内の付加価値の高い商品や飲食店メニューをブランド認証し、これまでPRを行ってきました。2021年9月からはその名称を「すみだモダン」としてリニューアルし、「商品そのもの」だけではなく、そのバックグラウンドにある事業者の「活動」にも光を当て、産業プロモーションを推進しています。

◆目的

すみだモダンの理念を広め、事業者の連携を促進することで、区内産業を活性化するとともに、それを誇りに思う区民を増やし、世界に通ずる「ものづくりのまち」としての地位の確立を目指します。

◆すみだモダン（すみだ地域ブランド戦略）の定義

「ものづくりを通して、未来のスタンダードを創造し、人々の幸せを育む活動」
新理念は以下の4つとし、この理念に合致する事業者の活動を「すみだモダン」と呼称します。

1. 未来への約束を果たす（持続可能性）
2. 知恵を集めて新しい価値を創る（共創性）
3. 粋な視点と遊び心を大切にする（独自性）
4. 様々な人の幸せなつながりを育む（多様性）

◆事業内容

（1）主要事業

＜つながる（すみだモダンパートナーシップ連携）＞

すみだモダンを実践する事業者（すみだモダンブルーパートナー）またはその理念に共感する事業者（すみだモダンオープンパートナー）とパートナーシップを結びます。区は、これらの事業者が自由に参加できる「すみだモダンコミュニティ」を定期的開催し、新たな異分野連携やイノベーションを誘発する機会を創出します。

＜つくる（すみだモダンフラッグシップ商品開発）＞

クリエイティブディレクターの統括のもとに、コラボレーター、デザイナー等と事業者の共創による商品開発を実施します。「デザイン経営」の考え方を盛り込みながら、参加事業者がマーケティングや知財等のワークショップ・セミナーに参加後、商品開発に取り組みます。プロジェクト終了後（商品として完成後）は、事業者が習得したノウハウを生かし、販路開拓等を含め、自走して進めていきます。

＜つたえる（すみだモダン ブランドコミュニケーション展開）＞

すみだモダンの活動を多様なメディアを通して広く発信し、多くの人々の共感を得ることでファンの獲得を目指します。

（2）産業支援施設「SHOP&WORKSHOP すみずみ」の活用

すみだ地域ブランド推進協議会と共同で、東京ミズマチに産業支援施設「SHOP&WORKSHOP すみずみ」を令和2年7月に開設しました。本施設は、すみだの新たな産業プロモーションを

検証する社会実験の場として、区内商品の販売及びワークショップをはじめとするイベント等を開催し、これらを通じて区が行う産業振興の方向性、課題及び解決策を見出すことを目的とした施設です。

本施設を活用した社会実験は当初から3年間としており、令和5年3月31日をもって運営は終了しました。

◆すみだ地域ブランド戦略ホームページ

<http://sumida-brand.jp/>

◆すみだ地域ブランド戦略 Instagram (インスタグラム)

https://www.instagram.com/sumida_modern

◆スタイルストア「すみだモダン」特設ページ

<https://stylestore.jp/s/sumidamodern>

◆書籍「SUMIDA MODERN」特設ページ

<http://sumida-brand.jp/book/>

[担当] 産業振興課

ものづくりプロモーション推進補助金

区内のものづくり事業者が主体的に参画して実施するイベント等事業を支援することにより、「ものづくりのまち すみだ」のプロモーションを推進し、区内産業の活性化を図ります。

◆補助対象事業者・補助金額

補助対象事業者の要件 (各項目の1・2を満たす必要があります)	補助率・補助上限額
(1) 代表者を含む2人以上が墨田区の認定等(※)のいずれかを持つ事業者 (2) 墨田区の認定等(※)のいずれかを持つ事業者との連携実績があるクリエイター又は墨田区内のものづくり事業者の参加が4人以上である場合	補助率：10分の10 補助上限額：150万円 (参加事業者数が30者を超える場合は、予算の範囲内で100万円を加算できます)
(1) 代表者が墨田区の認定等(※)のいずれかを持つ事業者 (2) 墨田区の認定等(※)のいずれかを持つ事業者との連携実績があるクリエイター又は墨田区内のものづくり事業者の参加が2人以上である場合	補助率：3分の2 補助上限額：30万円
(1) 代表者が墨田区の認定等(※)のいずれかを持つ事業者との連携実績があるクリエイター (2) 墨田区の認定等(※)のいずれかを持つ事業者との連携実績があるクリエイター又は墨田区内のものづくり事業者の参加が2人以上である場合	補助率：2分の1 補助上限額：30万円

(※) 区の認定等とは、以下の内容を指します。

- ・ すみだ3M運動の認定
- ・ すみだモダンの認証
- ・ 新ものづくり創出拠点を開設し、操業している事業者
- ・ すみだリーディングファクトリーの選定
- ・ すみだモダンブルーパートナーの選定

◆補助対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業

- (1) 本補助金の目的を達成するために補助対象事業者が実施する事業
- (2) 墨田区の認定等のいずれかを持つ事業者との連携実績があるクリエイターまたは区内ものづくり事業者が2人以上参加する事業
- (3) 事業に参加する事業者の3分の1以上が区内事業者
- (4) 事業名称が墨田区を想起させる事業

(5) 将来的に自立化できるよう努める事業

◆補助対象経費

- (1) 広告宣伝費
- (2) 運営費（報償費、物件費、保険料、委託費等）
- (3) 事務費（消耗品費、会場借上費等）

[担当] 産業振興課

企業支援情報提供

企業支援に資する産業情報の発信を行い、区内企業のPR・イメージアップにつなげることにより、「ものづくりのまち すみだ」のプロモーションを推進し、区内産業の活性化を図ります。

◆ 事業内容

(1) メールニュース

区で実施するセミナー・イベント情報や、東京都、国、その他行政機関の産業振興情報など、区内企業の方々に有益な情報を電子メールにて無料で配信しています。

(2) すみだ企業ガイド

製品等の受発注に活用できるよう、区内製造業を中心とした企業情報をホームページに掲載しています。

(3) ピックアップ企業

企業のイメージアップにつながるよう、区内の特色ある企業を紹介した記事をホームページに掲載しています。

◆ 事業実績

年度	メールニュース		ピックアップ 企業掲載(社)	ピックアップ 企業アクセス数(件)
	登録(人)	配信(件)		
平成 29	867	63	9	18,152
平成 30	876	77	12	16,375
令和元	906	98	12	19,682
令和 2	927	59	4	17,549
令和 3	948	50	12	17,368
令和 4	977	71	12	18,684

[担当] 産業振興課、経営支援課

優秀技能者表彰

区内の企業に勤務し、それぞれの業種において技術の改善と向上に努め、産業発展に貢献した優秀な技能をお持ちの方に対し、その功績をたたえ顕彰するため、優秀技能者表彰を行っています。

◆該当者の基準

同一業種の企業に25年以上従事し、優れた技術を持ち、後進従業者の模範となる方（既に一度この表彰を受けた方は除きます。）

◆根拠規定

墨田区優秀技能者表彰実施要綱

◆対象者の選定・審査方法

各業界及び団体からの推薦又は公募で提出された推薦書により、選考委員会における審査を経て、原則として30名以内の被表彰者を決定します。

◆表彰式の内容

表彰状及び記念品を授与します。

[担当] 産業振興課

中小企業等永年勤続優良従業員表彰

区内の中小企業等に永年勤務し、事業主から推薦のあった方を、区内の産業振興に寄与した従業員として表彰します。

◆該当者の基準

- (1) 同一企業等に10年以上勤務された方
- (2) 同一企業等に20年以上勤務された方
- (3) 同一企業等に30年以上勤務された方

◆根拠規定

墨田区中小企業等永年勤続優良従業員表彰規程

◆対象者の選定・審査方法

事業主から推薦があり、次のいずれにも該当しない方を表彰します。

- (1) 同じ区分の表彰を前に受けたことがある方
- (2) 事業主・代表者・役員本人
- (3) 事業主・代表者の配偶者および直系一親等の血族（父母、子）
- (4) 墨田区以外に勤務する方（本社（本店）が区内にあって、実際に勤務する場所が区外の事業所（支店、営業所等）の場合など）

※ 次に該当する方は、表彰の対象になります。

- ・本店が区内にある事業所で、工場建替えに伴い、区外に移転した工場に勤務する方
- ・区外に本社（本店）を置く企業で、区内の事業所に勤務する方
- ・区内、区外の事業所の間で転勤があり、基準日現在、区内に勤務し、区内の事業所における通算勤務年数が基準に達している方

◆表彰式の内容

例年2月に開催し、表彰状及び記念品を授与します。

[担当] 産業振興課

工房サテライト（工場アパート）事業

協同組合テクネットすみだが運営する「工房サテライト（工場アパート）」を、平成30年度から区が建物の一部を借り上げ、ものづくり系ベンチャー企業にラボスペースとして転貸しています。

◆工房サテライトの概要

- ・名称：協同組合テクネットすみだビル
- ・所在地：墨田区立花五丁目9番5号
- ・完成：平成5年1月
- ・敷地面積：1,219.39㎡
- ・建物構造：鉄筋コンクリート造 4階建
- ・建築面積：710.94㎡
- ・延床面積：2,707.59㎡
- ・入居企業数：16社（組合員5社）

◆ラボスペースに入居しているものづくり系ベンチャー企業

企業名（五十音順）	事業概要
株式会社カミカグ	段ボールを使用した意匠性の高い家具・什器の製造・企画・販売
DJ Robotics（ディージェーロボティクス）	DJを行うロボット等の研究開発
totokoko（トウトウココ）	豚革のバッグ・小物の製造・卸・販売
NEORIGNAL（ネオリジナル）	シート出力貼り（カーラッピング、キャンバス印刷など）・看板製作
マイスターズグリット株式会社	環境対応型塗装・排気システムの開発及び塗装加工
LIFEHUB株式会社（ライフハブ）	モビリティ製品の研究開発
株式会社 Rivercrotech（リバークロテック）	システム開発及びシステム開発支援

◆ラボスペースを卒業、飛躍したものづくり系ベンチャー企業

- ・国立大学法人東京大学
（建築資材製作用の3Dプリンティングシステムの製作）

[担当] 産業振興課

新ものづくり創出拠点

◆事業目的

区内のものづくり産業の更なる振興を図るためには、新しいアイデアや発想を持った外部の人材を呼び込み、区内事業者や区民との連携を促し、ものづくりのイノベーションを喚起していく必要があります。

そこで本区においては、こうした「新ものづくり創出拠点」を10拠点整備し、現在9拠点が稼働しています。外部から新しい発想を持った人材を呼び込み、区内事業者や区民等と結びつけることでものづくりのイノベーションと地域活性化を喚起しています。

新ものづくり創出拠点リスト（令和5年8月1日現在）

	拠点名	拠点概要	運営事業者	住所・TEL
1	Garage Sumida	ハードウェアベンチャー等の開発支援	(株)浜野製作所	八広 4-39-7 5631-9111
2	レザーラボ MEW	革製品のプロ向けファクトリー、革靴職人の育成	(有)丸ヨ片野製靴所	石原 4-21-4 6279-8991
3	co-lab 墨田亀沢	クリエイター専用のシェアオフィス	(株)サンコー	亀沢 4-21-3 6658-5292
4	レル community	障がい者等の社会参加の可能性を広げるものづくり	(有)さいとう工房	本所 4-27-3 3621-0508
5	nuuiee (ヌーイー)	糸・生地を素材としたアパレル関連のものづくりを支援する支援ファクトリーとシェアファクトリー	(株)小倉メリヤス製造所	・ものづくり支援ファクトリー 石原 3-12-9 3622-5082 ・ものづくりシェアファクトリー 葛飾区奥戸 2-12-9 050-3496-7963
6	アグリガレージ	アグリ系ベンチャー企業等との協同研究、植物工場産の野菜の商品化	(株)アグリノーム研究所	八広 3-39-5 5227-4198
7	すみだメルティングポット	化学薬品を使用した研究、新製品開発	(株)島田商店	両国 3-21-10 3613-1328
8	すみだ和ガラス館	伝統的なガラスの製造技術の復活と新製品開発	廣田硝子(株)	錦糸 2-6-5 3623-4145
9	coto mono michi at TOKYO	職人に寄り添う商品開発ゼミ、異業種交流会、工芸体験	(有)セメントプロデュースデザイン	業平 4-7-1 6427-6648

[担当] 産業振興課

産業支援施設の管理運営事業

◆目的

すみだの産業振興のプロモーション方法を検証する社会実験の場として、区内商品の販売及びワークショップをはじめとするイベント等を開催し、これらの取り組みを通じて区で行う新たな産業振興プロモーションの方向性、課題及び解決策を見出すことを目的とします。

◆施設概要

- ・施設名 産業支援施設「SHOP&WORKSHOP すみずみ」
- ・所在地 墨田区向島 1-23-9 東京ミズマチイーストゾーン E03
- ・規模 2層構造（1、2階で約 150 m²）
- ・用途 1階：物販スペース 2階：イベントスペース
- ・開業日 令和2年7月31日
- ・営業期間 令和2年7月31日～令和5年3月31日
*当初より、3年間限定での社会実験としていたため、令和4年度末まで本施設として運用しました。

◆物品販売の商品構成

- ・すみだモダン認証商品をはじめ、品質・デザイン・ストーリー性に優れた商品構成。
- ・区内商品の魅力や使い心地のよさを感じてもらうことを目的に、同じ分類の区外商品も取り入れた商品を展開。

◆イベント内容

- ・「ものづくり体験」を中心としたワークショップ及び区内で開催されるイベントに合わせた企画展を実施。
- ・区内のものづくり事業者をはじめ、区内の様々な分野で活躍する個人や団体と連携し、区の産業振興や活力の醸成に資するミーティングやイベントを実施。

[担当] 産業振興課

ハードウェア・スタートアップ拠点構想

◆ 目的

既存のものづくりを革新させる新たなアイデアを持つスタートアップ企業や大企業を呼び込み、区内企業との連携を促進することで、社会課題の解決につながるイノベーションを本区から生み出していきます。同時に、新たな産業集積による「昼間人口・関係人口」の増加を、まちの賑わいや地域との交流につなげるなど、産業の活性化をきっかけに地域全体の持続的な発展を実現します。

◆ 事業概要

区内を特徴的な5つのエリアに分け、それぞれのエリアを「区内企業とスタートアップ企業が連携し、先端技術を生み出す新たな産業の集積地」としていきます。エリアは「八広・東墨田」「文花・立花」「錦糸町」「両国」「墨田・堤通」とし、さらにこのうち「八広・東墨田」「文花・立花」「錦糸町」を先行エリアとします。

● 「八広・東墨田」エリア

地域との連携を図りながら社会課題解決につなげるものづくりを進めていくための場として、令和3年度に東墨田会館1階スペースの改修を行い「東墨田ラボ」という名称で開設しました。現在、区内企業の技術やノウハウを活用し、スタートアップ企業等における社会課題解決に資する製品の開発支援を行っています。

また、令和4年度から実施している「プロトタイプ実証実験支援事業」においても、この場をプロトタイプの開発・製造・改良等を行う拠点として位置づけています。

● 「文花・立花」エリア

情報経営イノベーション専門職大学(iU)、千葉大学墨田サテライトキャンパス及びUDCすみだとの連携を中心に、産学官連携の創出拠点としていきます。

● 「錦糸町」エリア

墨田区産業共創施設「SUMIDA INNOVATION CORE (スミダ イノベーション コア)」を中心に、地域ネットワークを活用したスタートアップ支援を軸に、スタートアップ企業と区内企業の共創を生み出し、区内産業の活性化につなげていきます。

[担当] 産業振興課

プロトタイプ実証実験支援事業

地域において、健康、環境、教育など様々な分野で抱える諸課題について解決策を持つ区内外のスタートアップ企業等と連携し、その企業が持つ製品やサービスを試作段階（プロトタイプ）から積極的に活用していくことで、地域課題の解決を図っていきます。

◆主な事業内容

①課題の抽出・実証テーマの設定

区政現場等へのヒアリングを通じ、区政等の課題や地域課題を抽出し、実証実験の対象となるテーマを設定します。

②実証テーマと解決策のマッチング

設定した実証テーマに対して解決策を持つスタートアップ企業等を募集し、審査の上、実証テーマと解決策のマッチングを行い、実証実験に向けた準備を進めます。

③地域内での実証実験・効果検証

スタートアップ企業等の製品やサービスなどを実験的に導入し、効果検証することで、課題の解決を促します。

◆事業スケジュール（令和5年度）

時期	内容
5月	公募期間
6月	審査・採択企業決定
7～3月	実証設計、プロダクト・サービス導入/開発改良、実証実験、効果測定、最終報告

◆事業実績

令和4年度課題テーマ及び実証テーマ

No.	課題テーマ	実証テーマ
1	地域経済・産業の振興	デジタル化による区内中小企業の業務改革
2	防犯対策の強化	ヴァーチャル体験による高齢者の特殊詐欺被害防止
3	地域福祉の充実／健康寿命の延伸	健康促進サービスの活用による高齢者の健康増進
4	脱炭素・循環型社会の実現	雨水の活用による資源の再利用の促進
5	教育環境の充実	探求コンテンツの活用による児童・生徒のSDGsの関心度向上の推進

[担当] 産業振興課

区内景況情報の提供

区内中小企業の景況を計量的に把握するため、売上高、収益、販売、原材料価格等の動向について、四半期ごとに区内事業所を調査対象とした資料を取得し、製造業、卸売業、小売業等の景況情報として提供しています。

◆「すみだ産業情報レポート」の発行

7月頃、10月頃、12月頃、3月頃（年4回）

◆配布

「すみだ産業情報レポート」の情報は、区ホームページに掲載しているほか、産業振興課窓口で無料配布しています。

[担当] 産業振興課

業種別懇談会

◆産業人懇談会

・目的

ニット・袋物等のファッション関連産業、プレス・メッキ等の機械金属工業、印刷・紙関連産業など様々な業種の産業人の方と意見交換を行い、業界の現状や動向を把握し、区の産業振興施策に反映させていきます。

・開催

年1回開催

・開催内容

令和4年5月12日開催 11団体出席

テーマ「産業と観光の将来構想（案）について」

[担当] 産業振興課

すみだ産業会館

すみだ産業会館は、産業のまち墨田のシンボルとして、また墨東地区の産業拠点として、昭和 58 年 9 月、JR 錦糸町駅前に開設されました。墨田区・丸井共同開発ビルの 8・9 階部分に設置したこの会館には、商工業団体や企業が見本市、展示会を開くための展示室（サンライズホール）、企業の各種研修や会議、区民の会合等に利用できる会議室等があります。会館内では、有線 LAN 及び W i - F i の利用ができるほか、会館主催のセミナーなども開催しています。

なお、すみだ産業会館の管理運営は、平成 17 年 4 月から指定管理者が行っています。

◆所在地

墨田区江東橋 3-9-10 墨田区・丸井共同開発ビル 8・9 階

(JR 総武線・東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅南口前)

[TEL] 3635-4351 [FAX] 3635-4382

[URL] <https://www.sumidasangyoukaikan.jp/>

◆建物概要

- ・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 9 階・地下 2 階
- ・延床面積 48,356.90 m² (うち墨田区分 4,069.59 m²)

◆休館日

年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)

◆受付

9:00～20:00

◆展示室（サンライズホール）の利用料金

使用区分 (面積:m ²)		早朝延長 (8:00～ 9:00)	午 前 (9:00～ 12:00)	午 後 (13:00～ 16:30)	夜 間 (17:30～ 21:00)	夜間延長 (21:00～ 22:00)
A (1,200)	区 内	28,800 円	96,200 円	112,200 円	104,200 円	31,200 円
	区 外	31,700 円	105,800 円	123,400 円	114,600 円	34,300 円
B (822)	区 内	21,000 円	70,100 円	81,900 円	76,400 円	22,900 円
	区 外	23,100 円	77,100 円	90,000 円	84,000 円	25,200 円
C (570)	区 内	15,800 円	52,700 円	61,600 円	56,900 円	17,000 円
	区 外	17,300 円	57,900 円	67,700 円	62,500 円	18,700 円
D (256)	区 内	7,300 円	24,600 円	29,000 円	26,700 円	8,000 円
	区 外	8,100 円	27,000 円	31,900 円	29,300 円	8,700 円

◆会議室のあらましと利用料金

室名	定員		早朝延長 (8:00~9:00)	午 前 (9:00~ 12:00)	午 後 (13:00~ 16:30)	夜 間 (17:30~ 21:00)	夜間延長 (21:00~ 22:00)
1	45人	区 内	1,300円	4,600円	4,700円	7,300円	2,100円
		区 外	1,500円	5,000円	5,100円	8,000円	2,400円
2	40人	区 内	1,100円	3,900円	4,000円	6,400円	1,900円
		区 外	1,200円	4,200円	4,400円	7,000円	2,100円
3	24人	区 内	1,800円	6,100円	6,800円	11,000円	3,300円
		区 外	2,000円	6,700円	7,400円	12,100円	3,600円
4	65人	区 内	1,500円	5,300円	6,100円	9,100円	2,700円
		区 外	1,700円	5,800円	6,700円	10,000円	3,000円
5	35人	区 内	1,000円	3,800円	3,900円	6,100円	1,700円
		区 外	1,200円	4,100円	4,200円	6,700円	2,000円

◆展示コーナー

展示コーナーでは、区内生産品のPR等を行っています。ブースは8つ、展示ケースは17台あり、展示は無料です。ご希望の団体の方は是非ご相談ください。

◆令和5年度展示例

(展示コーナー)

すみだモダン 4ブース
 墨田区伝統工芸保存会 2ブース
 パルティール 2ブース

(展示ケース)

すみだモダン 2台
 東部硝子工業会 8台
 パルティール 1台
 北斎美術館関連製品 2台
 革製品 2台
 スカイツリー製品 2台

[担当] すみだ産業会館 (3635-4351)

国際ファッションセンター

区内の基幹産業の一つであるファッション関連産業の支援施設「国際ファッションセンター」は、平成12年4月13日にオープンしました。国際ファッションセンターは、平成2年に区がまとめた「ファッションセンター基本計画」に基づき、第3セクターの国際ファッションセンター株式会社が建設し、同社が管理・運営する施設です。

国際ファッションセンターは、ファッション関連産業の未来を担う人材の育成や産業振興のための各種事業を行うとともに、地域の活性化を図っています。

◆所在地

墨田区横網1-6-1（旧墨田区役所第一庁舎跡地）

[TEL] 5610-5800 [FAX] 5610-5810

[URL] <http://www.tokyo-kfc.co.jp>

◆交通

JR 両国駅から徒歩6分・都営大江戸線両国駅A1出入口から徒歩0分
都バス（門33・錦27・両28） 都営両国駅前バス停前

◆管理運営

国際ファッションセンター株式会社

◆施設概要

地下1階 地上25階

25階	スカイバンケット ・ 和食レストラン
14~24階	ホテルゲストルーム（333室）
12階	地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター墨田支所
11階	（一財）ファッション産業人材育成機構（略称IFI） ・ KFC Rooms（会議室）
10階	KFC Rooms（会議室）
7~9階	オフィスフロアー
6階	国際ファッションセンター(株)事務室
4~5階	ホテルバンケットルーム
3階	KFC Hall（メインホール） ・ KFC Hall Annex（アネックスホール）
2階	KFC Hall 2nd（小ホール） ・ 郵便局 ・ 中華レストラン
1階	エントランス ・ レストラン ・ 店舗 ・ 都営大江戸線両国駅（A1出入口）
地下1階	有料駐車場（136台）

◆事業概要

国際ファッションセンターは、ファッション関連の業界団体・組合や、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター墨田支所、一般財団法人ファッション産業人材育成機構（IFI）などとの連携を図りながら、ファッション関連産業の支援事業を総合的に行っています。

◆国際ファッションセンター株式会社の事業

○情報収集提供事業

ファッショントレンド、マーケティング、マーチャンダイジングなどに関するセミナー

○人材育成事業

- ・ 経営者、管理職から若手社員、専門職まで様々な階層、職種の人材教育、啓発活動
- ・ ファッションビジネス向け英会話教室の開講

○ 展示交流事業

「創」「工」「商」各分野の交流事業、新製品・技術の発信

○ 調査研究・コンサルティング事業

- ・ ファッション業界の現状、市場の研究、分析、予測、将来に向けての戦略の提案
- ・ 業界団体・組合、地元企業の定期的訪問

◆ 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター墨田支所の事業

繊維製品などの生活関連製品に関する快適性・安全性の評価及び研究開発支援

◆ 一般財団法人ファッション産業人材育成機構の事業

○ 人材育成事業（IFI ビジネス・スクール）

21世紀のリーダーを養成するファッションビジネススクールの実施

○ 情報収集・提供、調査研究事業（IFI 総合研究所）

- ・ ファッションビジネスが抱える問題の調査・研究
- ・ 業界・企業へのビジョン策定・提言

◆ 国際ファッションセンター株式会社の貸出施設

国際ファッションセンター内には、貸出施設としてホール・展示場・会議室があり、ファッションショーや展示会、セミナーなど、ビジネスユースはもとより、交流・文化活動等のエンターテイメントに利用できます。

また、通年休まず貸し出します。

○ KFC Hall（メインホール）

- ・ 面積：402.59㎡（天井高：6.0m）
- ・ ホワイエ：266.56㎡（天井高：3.0m）
- ・ 収容人数
シアター形式：360席（ロールバックチェア使用）
平場席：480人
- ・ 昇降ステージ：9分割機構

〈使用料金〉*税別

- ・ 基本会場費 ¥420,000 / 9:00~21:00
- ・ 付帯設備使用料金 照明：¥28,000~/ 1日
音響：¥26,000~/ 1日
映像：¥32,000~/ 1日

* 機材持込み料は、500円 / 1KW(100V)です。その他、詳細はホームページをご覧ください、お問合せください。

○ KFC Hall Annex（ホールアネックス）

- ・ 面積：352.58㎡（天井高：3.2m）
- ・ 収容人数：210席（3人掛け）、140席（2人掛け）

〈使用料金〉*税別

- ・ 基本会場費 A¥230,000 / 9:00~21:00
B¥200,000 / 9:00~17:00
- ・ 付帯設備使用料金 照明：¥14,000~/ 1日
音響：¥10,000 / 1日

* 機材持込み料は、500円 / 1KW(100V)です。その他、詳細はホームページをご覧ください、お問合せください。

お問合せください。

○KFC Hall 2nd

- ・面積：165.57 m²（天井高：2.7m）
- ・収容席数：108 席（スクール形式）

〈使用料金〉*税別

- ・基本会場費
A¥128,000 / 9:00~21:00
B¥108,000 / 9:00~17:00
- ・付帯設備使用料金 照明：¥14,000 / 1 日

* 機材持込み料は、500 円 / 1KW(100V) です。その他、詳細はホームページをご覧くださいか、お問合せください。

○KFC Rooms（会議室）

- ・室数：18 室
- ・面積：26~313 m²
- ・標準収容席数：16~168 席（スクール形式の場合）
- ・基準時間使用料（税別）：21,500~203,000 円（9:00~21:00 の場合）

* この他、必要に応じて備品使用料金がかかります。詳細はホームページをご覧くださいか、お問合せください。

○ホームページ

<http://www.tokyo-kfc.co.jp/>

[貸出施設のお申込み] 国際ファッションセンター株式会社 ホール管理室（5610-5801）

ファッションセンター事業の推進

産業のまち「すみだ」にはニット・布帛などの繊維製品をはじめ、鞆・袋物・靴・アクセサリといった身の回り品から、ガラス・ほうろうなどのリビング製品まで、生活文化に関わるものづくりが集積し、複合的なネットワークを形成しています。

墨田区の目指すファッションタウンとは、こうした生活文化に関わるものづくり産業すべてをファッション関連産業ととらえ、地域特性を十分に活かし、ファッションを生み出す場（産地）と提供する場（消費地）が一体となった活力ある美しいまちの姿です。

◆ファッション関連産業振興の拠点 = 国際ファッションセンター

区内には、国技館、江戸東京博物館等の文化的施設があるほか、江戸小紋・鳶装束づくり、べっ甲工芸等の多種多様な職人芸が残るなど、江戸時代からの下町文化、伝統的な工芸、技術が息づいています。

このような中で、平成5年には、墨田区、関連産業団体、区内企業による官民一体の推進組織である「すみだファッションタウン推進協議会」を設立し、ファッションタウンづくりの推進にかかる調査・研究を踏まえ、平成8年には、「すみだファッションタウン構想」を策定しました。この構想をもとに、シンポジウムの開催や季刊誌の発行のほか、構想の実現化に向けての活動方針の具体化や構想の普及に取り組んできました。

墨田区では、この構想の具体的な取り組みとして、錦糸町駅北口の再開発をはじめ、北斎通りや両国馬車通りの整備など、ファッションタウンづくりに必要となる基盤整備を進めてきました。また、平成12年には、ファッションタウンすみだのシンボルである、国際ファッションセンターもオープンしました。

その結果、ファッションタウンづくりの基盤となる都市環境整備が進められるとともに、3M運動、「イチから始める」運動など、すみだの地域特性を活かした産業振興事業も進められ、ハード・ソフト両面から、新しい姿のまちに変わってきています。

ファッションタウン作りの実現へ向け、その推進役を担ってきたすみだファッションタウン推進協議会は、構想へ向けた各事業が一定の成果を上げ、軌道に乗ってきたことから、平成17年度をもって活動を終了しました。

今日のように消費者の生活様式や価値観が多様化する中で、ファッション関連産業には人材育成・技術革新・情報化への対応が緊急の課題となっています。しかし、個々の企業の努力だけでは難しい側面があります。墨田区では、こうした状況を受け、ファッション関連産業振興施設として国際ファッションセンターを計画、平成12年4月にオープンしました。

国際ファッションセンターの建設及び運営は、区や都・国・地域企業などが出資して設立した、国際ファッションセンター株式会社（略称KFC）が行っています。KFCは、将来を担う人材の育成や各種の研究開発支援、ファッション情報の収集と発信、ビジネス創造空間の提供などの、ファッション関連産業を支援する事業を展開しており、区が側面から支援することで、ファッション関連産業の振興と地域の活性化を図っています。

◆地域の活性化に向けて

両国駅北口地区では、これらの特徴を活かした活力あるまちづくりが進められ、国際ファッションセンターを地域活性化のシンボルとして位置付けるとともに、地域に調和した一体的な整備が行われています。地区全体にゆとりあるオープンスペースを確保し、道路や通路が整備されています。また、国際ファッションセンターをはじめ、教育施設・文化交流施設・商業施設・業務施設等により、多くの人が集いにぎわう活気あふれるまちをめざしています。

[担当] 産業振興課

産学官金連携の推進

これまでの「産学官連携」に地元金融機関を加えた「産学官金連携」として、大学、金融機関、産業支援機関等との連携に係る相談窓口のワンストップ化、ネットワーク化を図ることにより、区内企業に対して、情報面や資金面等の支援をしています。製造、小売、サービスや観光など様々な業種において、新しい技術、製品の開発など自社の事業の高付加価値化に向けて、大学などと連携して取り組みたい区内企業からのご相談を受け付けています。

[担当] 産業振興課

産業団体名簿

区内中小企業団体に関する情報をまとめた「産業団体名簿」を作成しています。団体相互の交流や取引、個々の中小企業が組織化を図るための一助としてお役立てください。

◆収録期日

令和5年1月1日現在

[担当] 産業振興課

空き工場・空き店舗・創業向けオフィス情報の提供

区内不動産物件の情報を「東京都宅地建物取引業協会墨田区支部」の協力を得て、区ホームページとリンクをしています。

◆東京都宅地建物取引業協会のホームページ URL

<https://hatosan.jp/>

[担当] 産業振興課

墨田区 SDGs 宣言事業

墨田区内で事業や活動を行う事業者・団体等から SDGs の達成に向けた取り組み内容を「SDGs 宣言」として随時募集しています。

◆対象者

SDGs にすでに取り組んでいるまたはこれから取り組もうとする区内で事業または活動を行う個人事業主、法人または団体

◆費用

無料

◆宣言方法

東京共同電子申請・届出サービスから「SDGs 宣言書」を区に提出（電子申請）

◆SDGs 宣言者のメリット

- ・「SDGs 宣言書」を区公式ホームページで公開
- ・希望者には「SDGs 宣言証」を交付
- ・SDGs に関する情報を随時、宣言者に提供

[担当] 産業振興課

観光課

【事業概要】

まち歩き観光促進事業

◆ 目的

本区の国際文化観光都市づくりの基本視点の一つであるまち歩き観光を推進し、観光客の区内回遊促進を図ります。

◆ 事業内容

(1) 観光ガイドの管理・養成

ガイドツアーの担い手となる観光ガイドを養成し、ガイドが活躍するツアー等が安全で魅力的であるように支援します。

(2) 観光案内標識の設置・保守管理

下町情緒が感じられる木目調の「高札」等、まち歩き観光や区内回遊促進に寄与する案内標識を設置し、随時更新・保守管理しています。

[担当] 観光課

観光情報発信事業

◆ 目的

区内の観光資源・観光素材の情報を効果的に発信・PRすることで、区の観光振興を図ります。

◆ 事業内容

観光案内冊子の作成

フィルムコミッションの運営

ロケに関する相談受付・情報提供・調整など

[担当] 観光課

広域連携事業

◆ 目的

他地域と連携し、より効果的にプロモーション活動等を実施することで、本区への観光客の誘客及び回遊性の向上を図ります。

◆ 事業内容

(1) 忠臣蔵に縁のある自治体との連携

忠臣蔵サミットへの参加

(令和4年度は新型コロナウイルスの影響により中止)

- (2) 台東区、江東区、東武タワースカイツリー株式会社との連携
EAST TOKYO 協議会として、ツーリズムEXPO等において、合同で観光PRを行っています。

[担当] 観光課

水辺空間を活用した賑わい創出事業

◆ 目的

水辺空間を活用したイベントの実施を促し、水辺の賑わいを創出することで、「国際文化観光都市すみだ」の魅力を広く発信します。

◆ 事業内容

公共空間利活用促進

規制緩和された隅田公園において、民間イベント等の利活用促進・行政手続き支援、観光舟運等他事業との連携・促進

[担当] 観光課

外国人観光客受入環境整備事業

◆ 目的

外国人観光客が安心して快適に区内を回遊し、すみだの魅力に触れられるように環境整備を行います。

◆ 事業内容

- (1) 在住外国人ネットワーク化推進業務

日本に住む外国人をネットワーク化し、マイクロインフルエンサーとなってもらうことで、VFR（友人・親族訪問を目的とした旅行）需要を喚起するとともに、外国人目線ですみだの魅力を発掘し、観光資源化に繋げていきます。

- (2) 海外へのプロモーション

JNTOの海外発送・海外配布事業の活用等、海外からの誘客の促進を図っていきます。

[担当] 観光課

観光案内所等の運営

◆ 目的

本区を訪れる観光客が区内観光を快適に楽しめるよう、観光案内所にて観光情報を提供します。

◆ 事業内容

以下の施設において、観光案内、パンフレットの配布を行っています。

両国観光案内所では、物販、すみだ北斎美術館チケット等の販売、手荷物一時預かり、まち歩きガイドツアーの実施もしています。

- (1) 両国観光案内所
- (2) 両国花火資料館

◆ 実績（過去2年間）

<両国観光案内所利用者数>

年度	令和3年度	令和4年度
来所者数	7,529	15,890

<両国花火資料館利用者数>

年度	令和3年度	令和4年度
来所者数	2,447	2,968

[担当] 観光課

地域DMO支援事業

◆ 目的

地域DMOとは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する『観光地経営』の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のことを指します。

地域一丸となって観光プロモーションに取り組み、地域外から観光客を呼び込むことによって、地域への経済波及効果が期待されています。

◆ 背景

本区では、平成29年度から（一社）墨田区観光協会を、観光庁の「日本版DMO制度」に基づく法人として登録するため、組織体制の確立及び計画の策定に係る支援を推進事業として行い、平成30年3月に、都内唯一のDMO法人第一号として登録手続を完了しました。（観光庁HP「日本版DMO登録一覧」に平成30年3月30日付けにて掲載）

◆ 事業内容

(1) 観光地域づくりにおける合意形成

多様な関係者が参加する各種会議体への参加・情報の共有を行っているほか、区内各地域でイベントを行う関係者とミーティングを開催し、意見交換及び関係者同士のネットワークを構築している。

(2) データに基づく戦略の策定・実施

墨田区内の観光における現状把握と観光施策の事業展開のため、DMOアンケートや墨田区内観光施設を訪れた観光客向けの調査等をし、収集した情報を基に分析を行っています。

(3) 地域への支援を通じた戦略共有

観光に資する墨田区内の行事、地域の住民団体が主催するイベントの後援及び情報発信をし、イベント自体の育成や発展を目的に支援を行っている。

(4) 地域が提供するサービスの体制構築等

両国観光案内所にて墨田区の観光土産品の販売を行っているほか、区内商業施設等において、すみだの銘品の出張販売も積極的に行っています。令和5年5月には、東京ミズマチ®に観光支援施設「コネクトすみだ[まち処]」を新たに開業しました。

(5) 情報発信・プロモーション

平成13年3月からホームページを開設し、区内の観光資源、イベント情報やグルメ情報など広く内外に発信しています。令和4年3月に各種サイトの統合、多言語対応の強化、クレジット決済を付した予約サイトの新設等のリニューアルを行いました。

(6) 受入環境の整備

令和4年度からは「迎えるから出迎える」をコンセプトに、移動式観光案内所「すみーくる」を導入し区内外で観光案内やプロモーションに注力しています。

また、墨田区の観光資源を広くPRするために、各種ガイドマップの制作を行っています。

(7) 観光資源の磨き上げ

観光イベントの実施、区内の様々な観光資源を組み合わせたツアーの企画・実施をするほか、教育旅行の誘致など着地型観光事業の推進を行っています。

[担当] 観光課

向島花街の文化継承事業

◆ 目的

江戸文化の趣を残す「向島花街」は、江戸時代から残る伝統文化であり、墨田区の重要な観光資源であることから、向島花街を中心とした地域産業の活性化や、向島地域の持続的な発展を図るとともに、向島花街の伝統文化を守り、後世に継承していきます。

◆ 事業内容

向嶋墨堤組合、墨田区観光協会と連携した向島花街のプロモーション等の展開

[担当] 観光課

各種資料

墨田区中小企業振興基本条例

昭和 54 年条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、墨田区における中小企業の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展と区民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において中小企業とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に定める規模及び業種の企業をいう。

(基本方針)

第 3 条 中小企業の振興は、墨田区の人と緑と産業の調和したまちづくりの実現を目標に、区内の中小企業の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国その他の機関の協力を得ながら、企業、区民及び区が、自治と連帯のもとに一体となって推進することを基本とする。

(施策の大綱)

第 4 条 前条の基本方針に基づく中小企業の振興施策の大綱は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業の経営基盤の強化を助長し、地域経済の健全な発展に寄与する施策
- (2) 中小企業振興に寄与する地域環境の整備改善に関する施策
- (3) 中小企業従事者の福祉の向上に関する施策
- (4) 中小企業に関する調査及び情報の収集、提供等に関する施策

(区長の責務)

第 5 条 区長は、前条の施策を具体的に実施するに当たっては、次の措置等を講ずるとともに、消費者の保護に配慮しなければならない。

- (1) 財政その他の措置を講ずること。
- (2) 特に小規模の企業及びその従事者に対して必要な考慮を払うこと。
- (3) 国その他の関係機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等の施策の充実及び改善を要請すること。

(中小企業者の努力)

第 6 条 中小企業を営む者は、経営基盤の強化及び従業員の福利厚生のために、自主的努力を払い、流通の円滑化及び消費生活の安定確保に努めるとともに、地域の生活環境との調和に十分な配慮をするものとする。

(区民等の理解と協力)

第 7 条 区民及び中小企業の事業に関連ある者は、区内の中小企業の特徴を理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

墨田区商店街活性化に関する条例

平成 22 年条例第 27 号

(目的)

第 1 条 この条例は、商店街が区内経済の活力の維持及び強化並びに地域コミュニティの発展に果たす役割の重要性にかんがみ、商店街における区民の需要に応じた事業活動を促進することにより、商店街の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売業者等の店舗が集積している地域をいう。
- (2) 商店会 商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に規定する事業協同組合及び商店街の活性化を目的として組織された団体をいう。
- (3) 商店街連合会 商店会及びその他のものをもって組織された団体で区を単位とするものをいう。
- (4) 小売業者等 小売業、サービス業又は飲食店業を営む者(大型店に係るものを除く。)をいう。
- (5) 大型店 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗を設置する者をいう。
- (6) 事業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で小売業者等以外のものをいう。

(基本理念)

第 3 条 商店街の活性化は、商店会及び商店街連合会並びに小売業者等、大型店及び事業者がそれぞれの果たすべき責務を認識した上で互いに連携し、区と一体となって推進するものとする。

(商店会の責務)

第 4 条 商店会は、自主的な努力の下、商店街の活性化に対する区民の理解及び協力を得ることに努めるものとする。

- 2 商店会は、会員相互の連携を図り、円滑かつ効率的な組織運営に取り組むとともに、他の商店会との連携に努めるものとする。
- 3 商店会は、商店会に加入していない小売業者等、大型店及び事業者に対し、商店会への加入を促し、組織の強化に努めるものとする。
- 4 商店会は、商店街の活性化に資する事業を実施するよう努めるものとする。

(商店街連合会の責務)

第 5 条 商店街連合会は、円滑かつ効率的な組織運営に取り組み、商店街の活性化に資する情報の収集及び提供、商店会及び小売業者等の育成に係る調査・研究、共同事業の実施等に努めるものとする。

(小売業者等の責務)

第 6 条 商店街の小売業者等は、商店会に加入することなどにより、当該商店街の他の小売業者等及び事業者と協力するとともに、当該商店街の活性化に資する事業に主体的に参画するよう努めるものとする。

(大型店の責務)

第 7 条 大型店は、地域において商業を営む者の一員として、商店会又は商店街連合会に加入することなどにより、当該地域における商業の持続的な発展に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 8 条 商店街の事業者は、地域において事業を営む者の一員として、当該商店街の小売業者等及び他の事業者と協力するとともに、当該商店街の活性化に資する事業が実施されるときは、積極的に参加するよう努めるものとする。

(区の責務)

第 9 条 区は、商店街における事業活動への支援その他商店街の活性化のために必要な施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

『産業と観光の将来構想』

社会経済状況の著しい変化に柔軟に対応するため、産業と観光の両分野を横断的に貫く「産業と観光の将来構想～あえる！～」を令和4年度に策定しました。

本構想は、「理念編・行動計画編・志編」の三部構成です。「理念編」では、産業と観光の振興を通じて達成したいまちの姿（ビジョン）など長期的な価値を記載し、「行動計画編」で、そのビジョンを実現していくため、時代に合わせ、適宜見直しながら実施していく戦略・事業をまとめました。「志編」には、不変の価値として、職員が有すべき価値観（ミッション）や行動規範を記載しています。

●理念編

ビジョン：本気の夢中が出会い、世界からも注目されるまち

これまで培ってきた強みや歴史的な背景を生かしつつ、大きな社会潮流である、これからの人口動態を踏まえ、産業と観光の振興を通じ、長期的に達成したい墨田区の姿を将来ビジョンとして設定しています。

●行動計画編

戦略1 ものづくりによる社会課題の解決

戦略2 地域内外の多彩な交流の促進

戦略3 スモールビジネスの創出による賑わいづくり

戦略4 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業継続支援

墨田区産業と観光を取り巻く現状や、「SDGsへの対応」・「新型コロナウイルス感染症への対応」といった社会経済状況のトレンドを捉えつつ、理念編で掲げたビジョンを達成するため、戦略を4つ設定しました。

●志編

ミッション：想いをつなげ、未来を拓く。

行動規範：現場第一・熟慮断行・一致協力

普遍的価値観として、産業振興を所管する部署の使命を「ミッション」、産業振興に携わる職員が業務を遂行するうえで大切にすべきことを「行動規範」とし、明示しています。

[担当] 産業振興課

産業と観光の将来構想 あえる!

「産業と観光の将来構想 あえる!」とは

本書は墨田区の産業と観光の進むべき方向をまちの人たちと共有すること、産業・観光振興に携わる職員が「覚悟」を示すことを目的として作成され、理念編、行動計画編、志願、及び資料編で構成されている。

理念編では本区における産業観光振興のこれまでの取組を振り返った上で、ありうべき未来の可能性を複数検討した中から、墨田区の産業・観光振興の目指すべき姿をビジョンとしてまとめた。またビジョン達成に向けての連携管理の仕組みについても定めている。

行動計画編では本区の産業・観光の現状と社会動向を踏まえて中短期の戦略を策定した。戦略が絵に描いた餅で終わらないよう具体的なKPIを設定しているが、これらの戦略はまた、本区の状況や社会情勢の変化に応じて柔軟に見直ししていくものでもある。

そして**志願**では私たちの「このまちをよくしていきたい」という愛からぬ想いを、ミッションという形で改めて明確化するとともに、このミッションを遂行するために日々の職務の遂行において大切にすべき考え方を行動規範として掲げている。今後私たち職員は、この使命を果たすために同じ「覚悟」を持ち、団結したチームとして職務に励んでいく。

本書はまた、将来のまちの姿を描く白地図とそこへ向かうための羅針盤としての役割を担っている。ビジョン・戦略・ミッション・行動規範について、様々な考え方や批評もあるだろうが、ここから対話が生まれ、どうしたらまちがよくなるか、悩み、考え詰めていくことが重要である。同じ方向に進みを進め、まちに関わる人それぞれがこのまちに多様な色付けをしなから具体的に行動していくことができるよう、私たちは産業振興を通じたまちづくりに取り組んでいく。

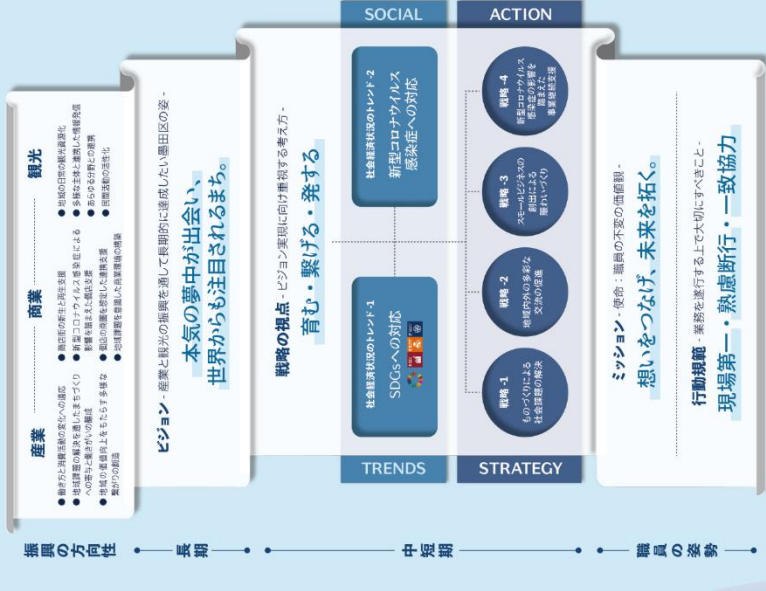
これからの産業振興の方向を共有

- 理念・行動計画・志 -

いっしょに事業達成・実現ではない未来を創っていくための土台・白地図



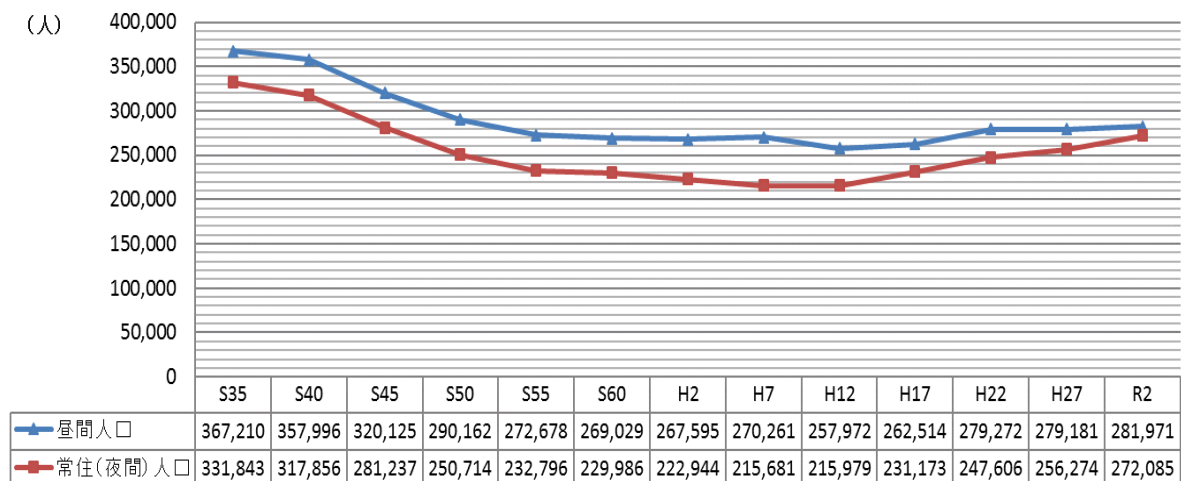
「産業と観光の将来構想 あえる!」の全体像



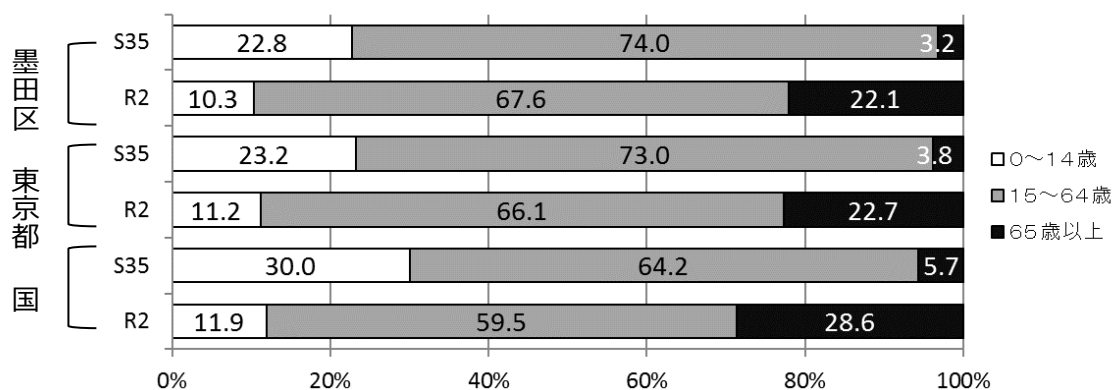
統計からみた墨田区の産業

1 すみだの人口・労働力の概要（昭和35年～令和2年国勢調査） *国勢調査は、5年ごとに実施

(1) 常住（夜間）人口と昼間人口の推移

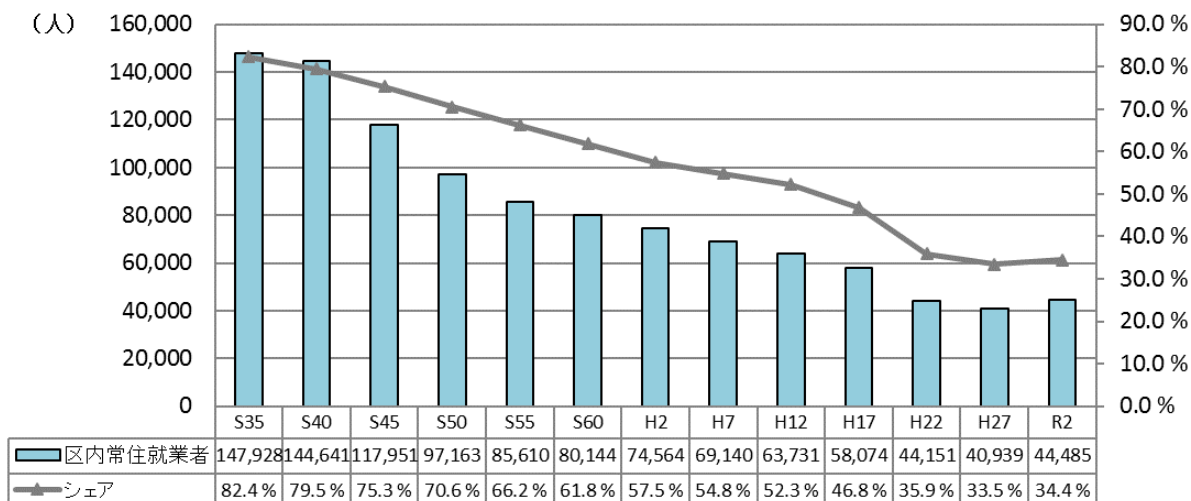


(2) 年齢別人口（夜間人口）構成



(3) 区内常住者に占める区内就業者数とそのシェアの推移

※棒が就業者数で左目盛、折れ線がシェアで右目盛を使用

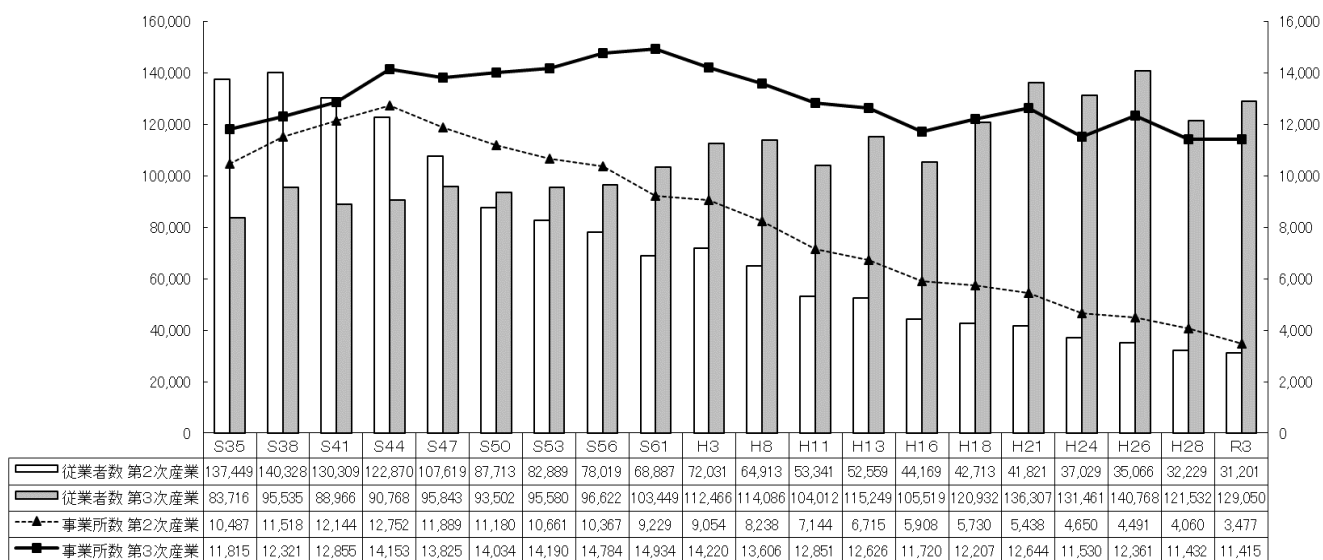


2 すみだの産業の概要（各年事業所・企業統計調査及び平成21年～令和3年経済センサス）

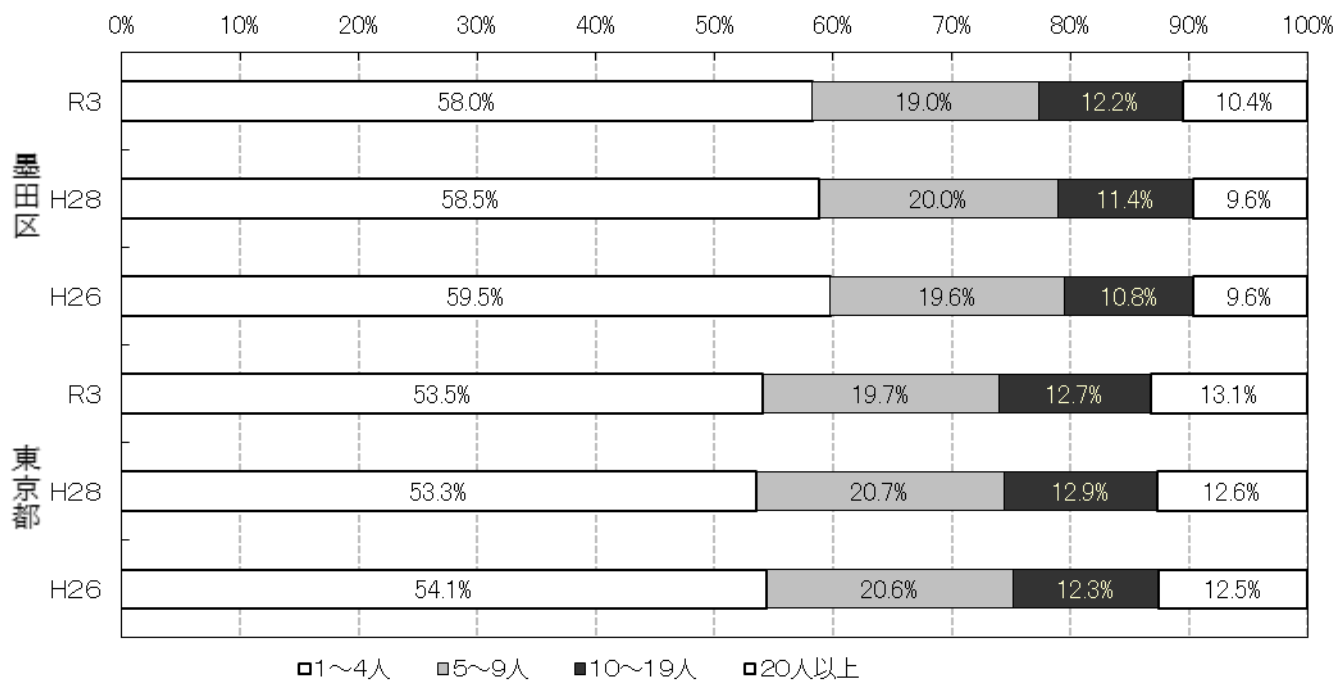
(1) 産業別事業所数

区 分		墨 田 区				東 京 都		
		実 数	増 加 率	構 成 比	都 内 シェア	実 数	増 加 率	構 成 比
A～R 全産業	R3	14,895	-3.9	100.0%	2.4%	628,239	1.1	100.0%
	H28	15,492	-	100.0%	2.5%	621,671	-	100.0%
A～B 第1次産業 （農林漁業）	R3	3	-	0.0%	0.5%	595	27.4	0.1%
	H28	0	-	0.0%	0.0%	467	-	0.1%
C～E 第2次産業	R3	3,477	-14.4	23.3%	4.3%	80,172	-4.2	12.8%
	H28	4,060	-	26.2%	4.9%	83,661	-	13.5%
C 鉱業、採石業、 砂利採取業	R3	0	-	0.0%	0.0%	58	-25.6	0.0%
	H28	0	-	0.0%	0.0%	78	-	0.0%
D 建設業	R3	949	1.9	6.4%	2.3%	41,348	3.3	6.6%
	H28	931	-	6.0%	2.3%	40,014	-	6.4%
E 製造業	R3	2,528	-19.2	17.0%	6.5%	38,766	-11.0	6.2%
	H28	3,129	-	20.2%	7.2%	43,569	-	7.0%
F～R 第3次産業	R3	11,415	-0.1	76.6%	2.1%	547,472	1.8	87.1%
	H28	11,432	-	73.8%	2.1%	537,543	-	86.5%
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	R3	6	50.0	0.0%	0.6%	941	137.0	0.1%
	H28	4	-	0.0%	1.0%	397	-	0.1%
G 情報通信業	R3	270	53.4	1.8%	0.9%	28,503	29.9	4.5%
	H28	176	-	1.1%	0.8%	21,935	-	3.5%
H 運輸業、郵便業	R3	241	-9.7	1.6%	1.8%	13,330	-11.7	2.1%
	H28	267	-	1.7%	1.8%	15,099	-	2.4%
I 卸売・小売業	R3	3,876	-7.6	26.0%	2.7%	141,055	-6.4	22.5%
	H28	4,197	-	27.1%	2.8%	150,728	-	24.2%
J 金融・保険業	R3	203	12.2	1.4%	1.7%	12,049	13.7	1.9%
	H28	181	-	1.2%	1.7%	10,601	-	1.7%
K 不動産業、物品賃貸業	R3	1,250	13.0	8.4%	1.9%	64,271	15.3	10.2%
	H28	1,106	-	7.1%	2.0%	55,758	-	9.0%
L 学術研究、専門・ 技術サービス業	R3	675	20.8	4.5%	1.3%	50,886	23.7	8.1%
	H28	559	-	3.6%	1.4%	41,129	-	6.6%
M 宿泊業、飲食サービス 業	R3	1,806	-9.2	12.1%	2.4%	76,127	-14.6	12.1%
	H28	1,990	-	12.8%	2.2%	89,160	-	14.3%
N 生活関連サービス業、 娯楽業	R3	849	-8.0	5.7%	1.9%	43,692	-5.9	7.0%
	H28	923	-	6.0%	2.0%	46,450	-	7.5%
O 教育・学習支援業	R3	343	17.5	2.3%	1.8%	19,434	5.7	3.1%
	H28	292	-	1.9%	1.6%	18,381	-	3.0%
P 医療・福祉	R3	1,055	6.1	7.1%	2.0%	52,683	8.7	8.4%
	H28	994	-	6.4%	2.1%	48,461	-	7.8%
Q 複合サービス業	R3	28	-26.3	0.2%	1.6%	1,728	0.5	0.3%
	H28	38	-	0.2%	2.2%	1,720	-	0.3%
R サービス業（他に分類さ れないもの）	R3	812	15.2	5.5%	1.9%	42,773	13.4	6.8%
	H28	705	-	4.6%	1.9%	37,724	-	6.1%

(2) 産業別事業所数と従業者数の推移



(3) 従業員規模別事業所数の推移



3 すみだの製造業の概要（各年工業統計調査及び2011、2016「東京の工業 経済センサス-活動調査」）

*平成20年度以前の工業統計調査では、西暦末尾0、3、5及び8年について全数調査を実施しておりその当該年を掲載しています。平成21年より同調査では、対象を「従業員4人以上の事業所」としているため、以降は経済センサス-活動調査を掲載いたします。

*平成24年及び平成28年は、経済センサス-活動調査の産業大分類E製造業について東京都が集計・編集したものです。

(1) 工場数、従業者数、製造品出荷額、付加価値額等

区 分		墨 田 区			東 京 都		都内順位
		実 数	増加率	都内シェア	実 数	増加率	
工場数 (件)	H28	2,154	-23.1%	7.9%	27,142	-22.2%	2 (大田)
	H24	2,802	-17.3%	8.0%	34,879	-13.1%	3 (大田)
	H20	3,391	--	8.4%	40,137	-	2 (大田)
従業者数 (人)	H28	14,934	-13.1%	0	296,132	-17.3%	5 (大田)
	H24	17,187	-19.3%	4.8%	358,247	-11.5%	5 (大田)
	H20	21,303	-	5.2%	404,917	-	4 (大田)
製造品 出荷額等 (百万円)	H28	301,490	1.5%	3.5%	8,545,216	-4.5%	10 (日野)
	H24	297,005	-30.0%	3.3%	8,947,743	-14.6%	11 (府中)
	H20	385,643	-	3.7%	10,481,878	-	10 (日野)
付加価値額 (百万円)	H28	172,646	-1.2%	5.1%	3,381,912	-8.9%	7 (日野)
	H24	174,795	-17.0%	4.7%	3,711,253	-6.1%	6 (日野)
	H20	210,718	-	5.3%	3,952,310	-	4 (日野)

* 都内順位：() 内は1位の市区町村

(2) 主な業種別の工場数、従業者数、製造品出荷額等（平成28年）

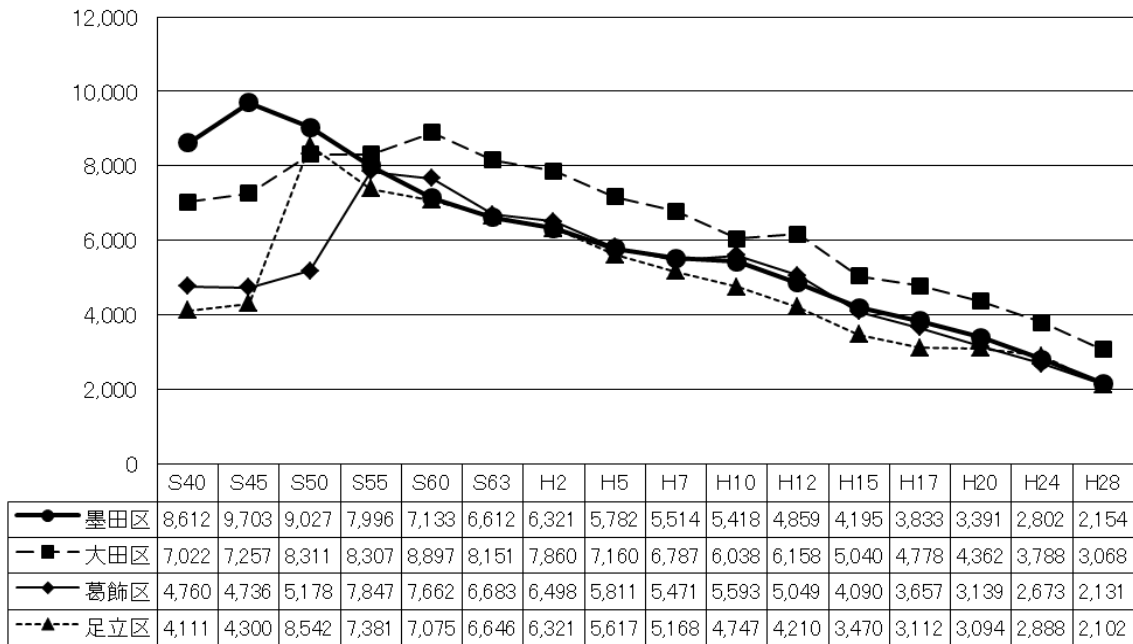
区 分	工 場 数			従 業 者 数			製 造 品 出 荷 額 等		
	実数 (件)	都内 シェア (%)	都内順位 (位)	実数 (人)	都内 シェア (%)	都内順位 (位)	実数 (百万円)	都内 シェア (%)	都内順位 (位)
食料品製造業	61	5.0	3 (足立)	616	1.9	15 (八王子)	11,469	1.5	19 (江東)
繊維工業	230	12.6	1	978	12.4	1	15,189	12.6	1
パルプ・紙・ 紙加工品製造業	138	12.9	1	801	10.2	2 (足立)	8,264	5.0	5 (江戸川)
ゴム製品製造業	120	24.5	2 (葛飾)	661	10.8	3 (小平)	8,361	14.4	2 (葛飾)
なめし革・同製品・ 毛皮製造業	176	15.3	3 (台東)	1,059	20.2	2 (台東)	18,985	24.0	2 (台東)
窯業・土石製品製造 業	30	7.2	3 (江東)	338	7.8	3 (江東)	4,362	2.4	13 (江東)
金属製品製造業	405	10.4	3 (太田)	1,700	7.5	5 (太田)	18,083	6.0	5 (太田)

* 都内順位：() 内は1位の市区町村

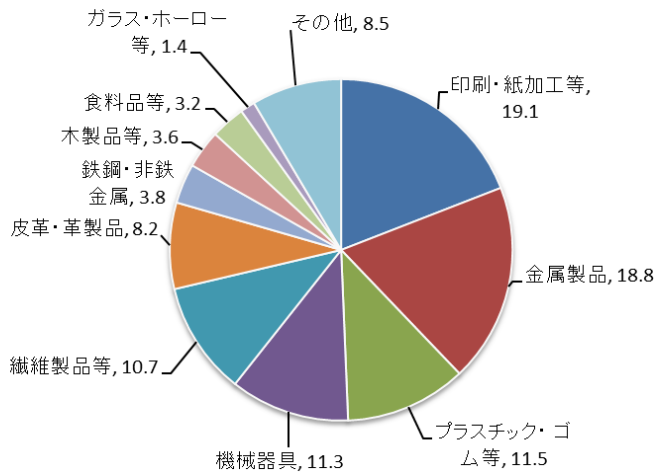
(3) 墨田区業種別工場数の推移

区 分	S60	S63	H2	H5	H7	H10	H12	H15	H17	H20	H24	H28
食料品製造業	203	170	143	127	119	113	106	90	81	77	65	61
飲料・たばこ・飼料製造業		6	8	8	7	6	6	6	5	6	5	9
繊維工業 (衣服・その他の繊維製品を除く)	664	593	615	532	84	78	77	67	51	-	-	-
衣服・その他の繊維製品製造業	409	425	356	336	744	734	613	480	433	-	-	-
繊維工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	413	353	230
木材・木製品製造業(家具を除く)	90	79	75	72	65	56	52	45	42	36	36	25
家具・装備品製造業	145	140	131	106	106	108	95	80	75	69	56	53
パルプ・紙・紙加工品製造業	359	356	340	345	341	332	330	290	269	220	173	138
出版・印刷・同関連産業	648	631	618	597	567	632	555	504	468	430	376	273
化学工業	46	42	39	34	33	36	32	26	22	23	28	29
石油製品・石炭製品製造業	2	2	6	6	4	4	2	1	1	2	1	1
プラスチック製品製造業	302	291	290	270	264	280	261	240	221	198	158	127
ゴム製品製造業	278	268	262	247	243	225	219	186	184	154	138	120
なめし革・同製品・毛皮製造業	686	634	627	556	502	519	461	375	338	310	235	176
窯業・土石製品製造業	130	117	104	100	95	83	69	67	60	54	51	30
鉄鋼業	73	64	61	47	52	45	43	40	38	33	36	33
非鉄金属製造業	53	53	47	43	56	56	66	54	47	53	46	48
金属製品製造業	1,696	1,451	1,351	1,241	1,172	1,085	962	832	766	654	524	405
一般機械器具製造業	589	544	520	460	433	421	399	363	324	-	-	-
はん用機械器具製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	42	33
生産機械器具製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	224	172	121
業務機械器具製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	36	33
電気機械器具製造業	93	107	110	105	100	105	88	52	54	42	40	24
電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	16	8
情報通信機械器具製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	1
輸送用機械器具製造業	38	43	48	35	36	38	34	39	38	35	21	23
精密機械器具製造業	103	90	94	83	84	71	67	58	51	-	-	-
武器製造業	-	0	1	1	1	0	0	0	0	-	-	-
その他の製造業	526	506	475	431	406	391	322	300	265	236	190	153
合 計	7,133	6,612	6,321	5,782	5,514	5,418	4,859	4,195	3,833	3,391	2,802	2,154

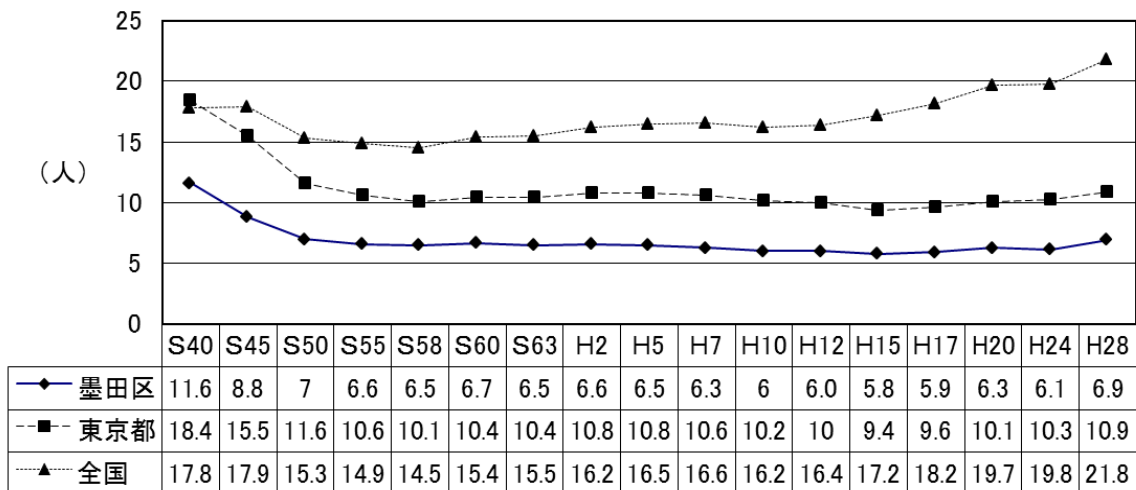
(4) 主要区の工場数の推移



(5) 工場数の業種別構成比



(6) 工場当り従業者数の推移



4 すみだの商業の概要（各年商業統計調査、平成28年～令和3年経済センサス-活動調査）

*平成21年及び23年商業統計調査は、経済センサスの創設及び調査周期変更のため実施していません。

(1) 卸売業の商店数、従業者数、販売額

区分		墨田区			東京都		都内順位
		実数	増加率	都内シェア	実数	増加率	
商店数 (店)	H26	1,423	-31.7%	3.9%	36,504	-22.8%	6 (中央)
	H19	2,084	-6.6%	4.4%	47,270	-17.0%	5 (中央)
	H16	2,231	-	3.9%	56,942	-	7 (中央)
従業者数 (人)	H26	17,467	-24.3%	2.5%	686,677	-13.7%	11 (中央)
	H19	23,088	1.6%	2.9%	795,902	-12.1%	10 (中央)
	H16	22,720	-	2.6%	864,001	-	10 (中央)
販売額 (百万円)	H26	2,540,775	27.8%	1.7%	152,004,498	-7.8%	10 (千代田)
	H19	1,988,362	12.3%	1.2%	164,932,421	3.0%	11 (千代田)
	H16	1,769,798	-	1.1%	160,109,435	-	11 (千代田)

*都内順位：()内は1位の市区町村

(2) 小売業の商店数、従業者数、販売額

区分		墨田区			東京都		都内順位
		実数	増加率	都内シェア	実数	増加率	
商店数 (店)	H26	1,656	-33.7%	2.4%	69,956	-31.9%	21 (世田谷)
	H19	2,499	-7.9%	2.4%	102,695	-10.1%	20 (世田谷)
	H16	2,712	-	2.4%	114,213	-	20 (世田谷)
従業者数 (人)	H26	12,162	-16.2%	2.0%	613,203	21.2%	21 (新宿)
	H19	14,516	-0.6%	1.9%	778,118	-2.9%	22 (世田谷)
	H16	14,599	-	1.8%	801,590	-	23 (渋谷)
販売額 (百万円)	H26	254,501	-10.7%	1.6%	15,855,062	-8.2%	20 (中央)
	H19	285,012	-6.9%	1.6%	17,278,905	2.9%	22 (中央)
	H16	306,102	-	1.8%	16,789,065	-	20 (新宿)
小売吸引力 指数(※1)	H26	0.83	-5.7%	-	1.23	-3.9%	-
	H19	0.88	-10.2%	-	1.28	-0.8%	-
	H16	0.98	-	-	1.29	-	-

*都内順位：()内は1位の市区町村

(※1) 区民一人あたりの区内(都内)年間小売販売額と、東京都(全国)のそれと比較した数値。

指数が1より大きい場合は、区外(都外)の消費者が区内(都内)に買い物に来ていることを示している。

(3) 卸売業の主な業種別による商店数、従業者数、販売額（平成26年）

区 分	商 店 数			従業者数			販 売 額		
	実数 (店)	都内 シェア	都内 順位	実数 (人)	都内 シェア	都内 順位	実数 (百万円)	都内 シェア	都内 順位
各種商品卸売業	4	2.5%	13 (千代田)	36	0.2%	14 (千代田)	1,327	0.0%	15 (千代田)
繊維・衣服等卸売業	243	5.9%	4 (中央)	2,666	4.0%	7 (中央)	152,483	4.3%	6 (中央)
飲食物品卸売業	121	1.9%	18 (中央)	2,625	2.5%	11 (中央)	1,265,548	5.9%	6 (中央)
建築材料、鉱物・金属材料 卸売業	380	4.9%	7 (中央)	3,808	2.9%	7 (中央)	355,824	0.6%	10 (港)
機械器具卸売業	258	2.9%	10 (千代田)	2,971	1.4%	12 (港)	266,793	0.9%	13 (港)
その他の卸売業	417	4.5%	5 (台東)	5,361	3.5%	8 (中央)	498,801	2.7%	7 (千代田)

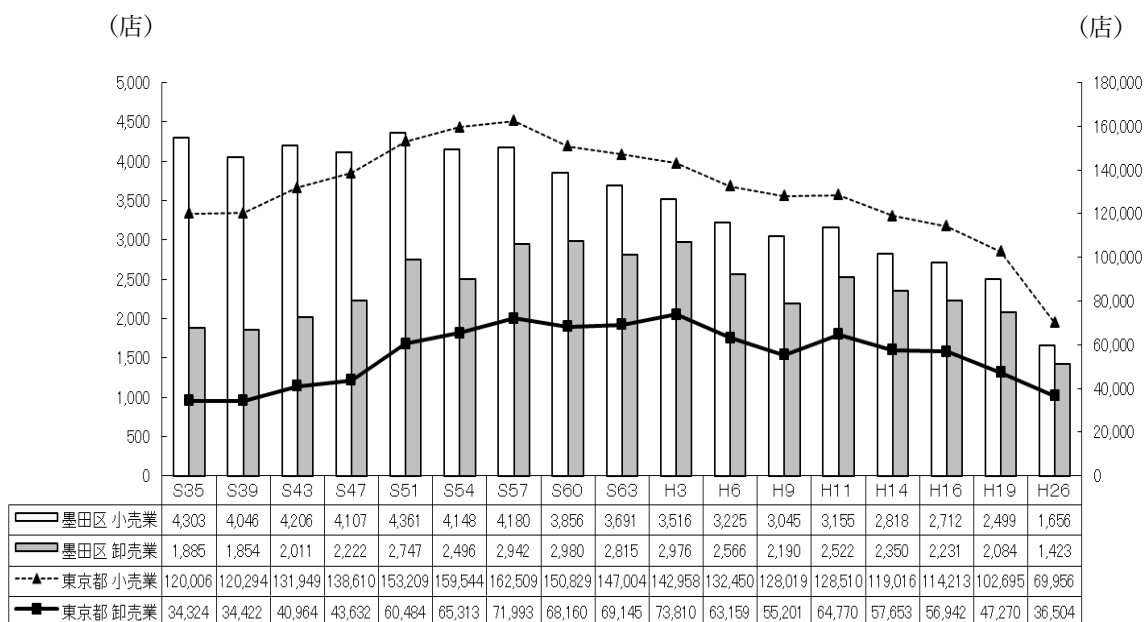
* 都内順位：() 内は1位の市区町村

(4) 小売業の主な業種別による商店数、従業者数、販売額（平成26年）

区 分	商 店 数			従業者数			販 売 額		
	実数 (店)	都内 シェア	都内 順位	実数 (人)	都内 シェア	都内 順位	実数 (百万円)	都内 シェア	都内 順位
各種商品小売業	4	1.3%	31 (足立)	615	1.6%	23 (新宿)	14,884	0.7%	27 (新宿)
織物・衣服・身の回り品小売業	289	2.4%	21 (渋谷)	2,077	2.8%	12 (渋谷)	48,911	3.2%	9 (渋谷)
飲食物品小売業	586	2.6%	20 (大田)	4,618	1.9%	22 (世田谷)	68,059	1.8%	21 (大田)
機械器具小売業	123	1.9%	18 (足立)	915	1.8%	20 (千代田)	33,341	1.2%	25 (渋谷)
その他の小売業	578	2.2%	22 (世田谷)	3,384	2.0%	22 (新宿)	68,116	1.6%	20 (中央)
無店舗小売業	76	2.6%	18 (港)	553	1.5%	22 (港)	21,191	1.3%	19 (港)

* 都内順位：() 内は1位の市区町村

(5) 卸売業・小売業商店数推移



(6) 区内小売等付加価値額（平成 28 年～令和 3 年経済センサス-活動調査）

区 分		墨 田 区	東 京 都
		実数	実数
小売等 ※ 付加価値額 (億円)	H28	2,975	168,380
	R3	2,682	139,163

※小売等とは、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業を指します。

墨田区の産業振興施策の流れ

（昭和 52 年度～57 年度）産業振興施策実施基盤づくりの時期

それまでの産業振興施策は、オイルショックによる物価上昇などを背景に融資、消費者保護や勤労福祉など基礎的な施策が中心でした。地域の活性化を産業振興の軸に取り組むという観点から、昭和 52 年度から 54 年度にかけて、製造業と商業の実態調査を行い、「墨田区中小企業振興基本条例」を制定しました。

これは墨田区が以降実施する施策の基本となっています。この条例を受けて墨田区産業振興会議を設け、そこで産業会館や中小企業センター設置のための具体的検討がなされました。

（昭和 58 年度～61 年度）産業振興施策のメニュー化の時期

この時期は、独自の施策展開を図った段階として位置づけられます。①産業会館及び中小企業センターの建設など具体的振興策の実施、②まちづくりへの取り組み、③3M運動などのイメージアップ施策の展開、④企業台帳の作成など産業情報の収集・提供という 4 つの柱にまとめられています。

（昭和 62 年度～平成元年度）産業振興施策の重点化の時期

昭和 61 年に発行された「イーストサイド」にあるように「工房ネットワーク都市」づくりを目標に振興策の重点化を図った時期です。企業の企画開発力の向上や立地環境の整備などが重点課題とされ、工業の分野では工業振興マスタープランを作成し、ファッションセンター構想や工房サテライトなどの重点施策に着手しました。また、勤労者共済会の設立など勤労福祉事業が拡充された時期でもあります。

（平成 2 年度～6 年度）産業振興施策のネットワーク化の時期

産業振興施策の重点化の次の段階として、21 世紀を展望した各施策のネットワーク化が図られた時期です。企業台帳を活用し区内企業の情報ネットワーク化を推進するとともに、異業種交流グループ活動の支援や後継者を中心とした若手産業人の交流支援を行いました。また、消費者センターの開設に伴い、リサイクルフェアの開催や、パートタイム労働相談の実施により勤労福祉事業を強化しています。

（平成 7 年度～14 年度）工房文化都市形成の時期

区内産業を取り巻く社会経済環境の変化に対応するため、産業振興プランを策定し、これまでの産業振興施策のネットワーク化を継続し、工房文化都市の形成を図ることとしました。このことに伴い、製販一体の工房ショップの展開や、下請型企業からの脱却を図るための商品企画開発力や販売力強化に向けた取り組みなどを進めました。

平成 12 年 6 月に「第 3 回中小企業都市サミット（すみだサミット）」が開催され、「すみだ宣言」と「緊急アピール」を発表し、国の関係機関など全国に向けて日本の中小企業都市の方向性を示しました。

また、平成 12 年に国際ファッションセンターが開設され、区と連携を図りながら、ファッション関連産業の振興と地域の活性化を図っています。平成 14 年には、早稲田大学との産学官連携の包括協定を締結し、新商品・新技術開発の推進や人材育成など、大学と連携して幅広い産業振興事業を展開することとしました。

(平成 15 年度～19 年度) 都市型新産業の集積を目指す時期

平成 15 年に新たな工業振興マスタープラン「中小企業のまちすみだ新生プラン」を策定し、都市型新産業の集積をめざすこととしています。意欲ある企業が自らの方向性を見定め、進むべき道を切り拓いていくための支援として、若手人材の育成、経営革新への支援、新規創業の促進・定着に向けた支援などを重点的に取り組んでいます。

新生プランに基づく施策として、「すみだ産学官連携プラザ」を拠点とした産学官連携事業の実施や、中小企業の事業を継承し次代を担う人材育成をめざすビジネススクール「フロンティアすみだ塾」が展開されています。

平成 18 年は、すみだ中小企業センターが開館 20 周年を迎えるとともに、「商業活性化すみだプログラム」として、都市型観光や新たなまちづくりに対応した商業振興策を策定しています。

(平成 20 年度～24 年度) 新たな産業分野を積極的に切り開く企業・人材を拡大する時期

平成 20 年度は、平成 15 年に策定した「墨田区工業振興マスタープラン」を改定しました。これにより、個々の中小企業の基礎体力の強化、ものづくりネットワーク力の強化、新たな産業集積のための支援等に重点的に取り組みます。

平成 21 年度からは、平成 24 年の東京スカイツリーの開業を契機とした「すみだ地域ブランド戦略」を推進しています。新商品の開発や既存商品の PR 等により、すみだの魅力を国内外に発信し、区内産業の活性化と地域のイメージアップを図っています。本事業において、平成 30 年度までに、すみだモダンブランド認証商品 145 点及び飲食店メニュー 60 点を「すみだモダン」として認証しました。東京スカイツリー開業後には、東京ソラマチ内にて「産業観光プラザ すみだ まち処」を開設し、すみだの産業・文化・歴史・観光を PR するとともに「すみだモダン」認証商品の展示・販売を行っています。

(平成 25 年度～令和 2 年度) 商業・工業・観光を融合させた産業振興に取り組む時期

平成 24 年 5 月の東京スカイツリーの開業を契機に、区では、平成 25 年 3 月、「墨田区産業振興マスタープラン」を策定しました。これまでの「商業」「工業」「観光」といった垣根を越え、それぞれを融合させた産業振興に取り組んできました。

平成 25 年 8 月には「第 9 回中小企業都市サミット(すみだサミット)」が開催され、「すみだ宣言」と「国への提言」を発表し、これに合わせて区内産業人が主体となって実行委員会を立ち上げ、ものづくりイベント「スモールメイカーズショー in すみだ」を国技館にて開催し、技術力とものづくり地域の魅力を発信するという動きも見られました。

また、産業振興会議において、平成 27 年・28 年度にすみだ中小企業センターの在り方について検討を行い、平成 28 年度をもって、すみだ中小企業センターを閉館し、平成 29 年度から区役所庁舎内にすみだビジネスサポートセンターを開設しました。

さらに、早稲田大学との産学官連携の包括協定については、現在、区を介さない産学のみ連携事例も生まれていることから平成 29 年 12 月をもって終了し、様々な大学と柔軟に協力関係を継続、発展させていくこととしました。

このほか、令和 2 年 7 月には、すみだの新たな産業プロモーションの方法を 3 年間限定で(令和 5 年 3 月 31 日まで)検証する社会実験の場として、東京ミズマチに産業支援施設「SHOP&WORKSHOP すみずみ」を開設しました。

(令和 3 年度～) SDGs 未来都市として新たな産業振興に取り組む時期

令和 3 年から八広・東墨田エリア、文花・立花エリア、錦糸町エリアを中心に「ハードウェア・スタートアップ拠点構想」を打ち立て、この内容を中心とした提案は、内閣府から令

和3年度「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されています。今後は、令和5年10月に開設した、墨田区産業共創施設「SUMIDA INNOVATION CORE（スミダイノベーションコア）」を拠点に、地域ネットワークを活用したスタートアップ支援を軸に、スタートアップ企業と区内企業の共創を生み出し、区内産業の活性化につなげていきます。

また、「すみだ地域ブランド戦略」は、令和4年、近年の消費者の購買行動の変化や、SDGs、社会課題の解決に取り組む事業者の増加を受け、新「すみだモダン」として再始動しました。新たな定義を「ものづくりを通して、未来のスタンダードを創造し、人々の幸せを育む活動」とし、「持続可能性」・「共創性」・「独自性」・「多様性」の4つを新たな理念にかかげ、この理念に合致する事業者の活動を「すみだモダン」として引き続きPRしていきます。

区では、著しく変化する社会経済状況を踏まえ、産業及び観光振興をより一体的かつ柔軟に推進するため、「墨田区観光振興プラン」及び「地域力を育む商業空間づくり振興プラン」を「墨田区産業振興マスタープラン」と統合し、「産業と観光の将来構想 あえる！」を令和4年6月に策定しました。今後は、この計画に則り、「ものづくりによる社会課題の解決」や「スモールビジネスの創出による賑わいづくり」といった各戦略を実行していきます。

事業別実績数一覧

事業名	実績内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
消費者相談	相談件数	2,316件	2,015件	2,353件
消費関係現地調査 (検査品目)	家庭用品	12品目 63点	12品目 62点	12品目 63点
	電気用品	5品目 25点	4品目 20点	4品目 27点
	消費生活用製品	4品目 12点	3品目 15点	3品目 15点
	ガス用品	3品目 10点	2品目 7点	3品目 12点
消費者団体育成	連絡会開催数	2回	1回	6回
	施設見学会	0回	0回	1回
永年勤続優良従業員表彰	表彰者数	134名	116名	95名
	事業所数	34所	39所	30所
優秀技能者表彰	表彰者数	22名	21名	25名
新商品・新技術開発支援	新商品・新技術開発支援	—	—	—
区内景況情報の提供	報告書作成部数(四半期毎)	各162部	各171部	各107部
産業振興会議	委員数	3名	3名	3名
商店街チャレンジ戦略支援事業 (イベント)	交付団体数	16団体	20団体	17団体
	交付事業数	23事業	27事業	28事業
明るい商店街づくりの推進	交付団体数	18団体	19団体	18団体
ワンモール/ワントライ作戦	交付団体数	1団体	1団体	1団体
商店街チャレンジ戦略支援事業 (活性化事業)	交付団体数	1団体	1団体	1団体
商店魅力アップ支援事業	支援企業数	0団体	0件	21件
3M運動推進	小さな博物館	24館	23館	24館
	マイスター	34名	36名	36名
	工房ショップ	18店舗	17店舗	17店舗
産業会館管理運営	展示場利用数・利用率	423件 46.38%	530件 54.87%	750件 69.64%
	会議室利用数・利用率	2,163件 47.43%	2,402件 49.73%	3,338件 61.99%
ものづくりフェア	参加人数	実施せず (コロナウ イルス感染拡 大防止のため)	—	—

関係機関の住所・電話番号一覧

墨田区・区関係機関及び施設

■ すみだ産業会館	〒130-0022	墨田区江東橋 3-9-10 8・9階	3635-4351
■ すみだ消費者センター	〒131-0045	墨田区押上 2-12-7 セトル中之郷 2階	5608-1773

主な官公署

■ 経済産業省	〒100-8901	千代田区霞ヶ関 1-3-1	3501-1511
■ 中小企業庁	〒100-8912	千代田区霞ヶ関 1-3-1	3501-1511
■ 経済産業省 関東経済産業局	〒330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048-600-0213 (総務課)
■ 特許庁	〒100-8915	千代田区霞ヶ関 3-4-3	3581-1101
■ 消費者庁	〒100-8958	千代田区霞ヶ関 3-1-1 中央合同庁舎第 4号館	3507-8800

東京都の主な関係機関・施設

■ 東京都産業労働局	〒163-8001	新宿区西新宿 2-8-1	5321-1111
■ 東京都立産業技術研究センター 墨田支所	〒130-0015	墨田区横網 1-6-1 KFCビル 12階	3624-3731
■ 東京都立産業技術研究センター 食品技術センター	〒101-0025	千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 6～8階	5256-9251
■ 東京都立皮革技術センター	〒131-0042	墨田区東墨田 3-3-14	3616-1671
■ 東京都立産業貿易センター台東館	〒111-0033	台東区花川戸 2-6-5	3844-6190
■ (公財)東京都中小企業振興公社	〒101-0025	千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎	3251-7886
■ 東京都知的財産総合センター	〒110-0016	台東区台東 1-3-5 反町商事ビル 1階	3832-3656
■ (公財)東京都中小企業振興公社城東 支社 (城東地域中小企業振興センター内)	〒125-0062	葛飾区青戸 7-2-5 ※ 休館中	5680-4631

商工関係団体

■ 墨田区商店街振興組合連合会	〒130-8640	墨田区吾妻橋 1-23-20 1階	5608-1111
■ 墨田区商店街連合会		"	"
■ (一社) 墨田区観光協会	〒131-0032	東京都墨田区東向島 2-8-5 向島法人会館 1階	6657-5160
■ 中小企業基盤整備機構本部	〒105-8453	東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル	3433-8811
■ 東京都中小企業団体中央会	〒104-0061	中央区銀座 2-10-18	3542-0386
■ 東京商工会議所	〒100-0005	千代田区丸の内 3-2-2 丸の内二重橋ビル	3283-7500
■ 東京商工会議所墨田支部	〒130-0022	墨田区江東橋 3-9-10 9階	3635-4343

その他の団体

■科学技術振興機構東京本部	〒102-8666	千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ	5214-8401
■工業所有権情報・研修館	〒105-6008	港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー8階	3501-5765
■(一財)地域総合整備財団 (ふるさと財団)	〒102-0083	千代田区麴町 4-8-1 麴町クリスタルシティ東館 12階	3263-5731
■(一財)日本特許情報機構	〒135-0016	江東区東陽 4-1-7 佐藤ダイヤビルディング 6階	3615-5511
■(公財)日本デザイン振興会	〒107-6205	港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー5階	6743-3772
■国際ファッションセンター(株)	〒130-0015	墨田区横網 1-6-1 KFCビル 6階	5610-5800

すみだ産業・観光事業概要

2023

令和5年10月

編集・発行

墨田区産業観光部産業振興課

〒130 - 8640

東京都墨田区吾妻橋 1-23-20

電話 (03) 5608-1437 (直通)

F A X (03) 5608-6934



ひと、つながる。
墨田区